山梨県公共施設等 総合管理計画 (素案)

平成27年 月

山梨県

目次

は	じ	めに1
第	1	章 計画の目的、位置付け等2
	1	計画の目的2
	2	計画の位置付け2
	3	対象施設2
	4	計画期間2
第	2	章 公共施設等の現状及び将来の見通し3
	1	公共建築物の現状3
		(1)施設類型ごとの主な施設
		(2)公共建築物の規模
		(3)施設の老朽化状況
	2	公共土木施設の現状9
		(1)施設類型ごとの施設数
		(2)主な施設の老朽化状況
	3	将来人口の見通し13
		(1)県の総人口の見通し
		(2)世代別人口の見通し
	4	財政収支の見込み15
		(1)これまでの財政状況
		(2)今後の財政収支見込み
	5	中長期的な更新・維持費等の見込み18
		(1)共通条件
		(2)公共建築物の中長期的な更新費等の見込み
		(3)公共土木施設の中長期的な維持費等の見込み
		(4)試算条件
第	3	章 公共施設等の管理に関する基本的な方針29
	1	管理に必要な取組体制と情報共有方策29
		(1)推進体制の整備
		(2)情報共有方策(情報の一元化)
	2	現状や課題に関する基本認識31
		(1)公共施設等の維持管理を取り巻く状況(全国共通の社会的要請)
		(2)社会的潮流(人口減少と厳しさを増す財政状況)
		(3)本県の魅力を生かすためのインフラ整備

		(4)災害への備え
	3	これまでの取組状況34
	4	管理に関する基本的な考え方35
		(1)基本的な方針の設定
		(2)計画目標
		(3)実施方針等の設定
	5	フォローアップの実施方針44
		(1)フォローアップ事項
		(2)実施体制
第	4	章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針46
		共通方針46
	1	公共建築物46
	2	公共土木施設47
		個別施設計画(長寿命化計画)の策定について48
		公共建築物49
	1	県民利用施設49
	(〔1)文化・社会教育系施設
	((2)スポーツ・レクリエーション系施設
	(〔3)産業振興系施設
	(〔4)学校教育系施設
		(5)保健福祉系施設
	((6)公営住宅等
		(7)その他県民利用施設
		行政施設64
		〔1)行政系施設
		(2)警察施設
		その他の施設
		(1)その他の施設
		インフラ系施設70
	((1)公共系施設
		公共土木施設71
	1	
		(1)道路
		(2)河川
	((3)ダム

(4)砂防
(5)下水道
(6)公園
(7)林道
(8)治山
(9)農業関連施設
(10)交通安全施設
2 恩賜県有財産施設86
(1)林道施設
(2)保健休養施設
3 企業会計施設88
(1)発電施設
(2)温泉施設
(3)その他施設
参考資料91
これまでの公共施設等の見直し状況
県職員宿舎の廃止・縮小計画に基づき廃止した職員宿舎一覧

はじめに

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、本 県においても、少子高齢化の進行等により社会構造や県民ニーズが変化してい ることに加え、高度経済成長期以降に建設された多くの公共施設等が老朽化し、 更新時期を迎えるため、その財政負担が新たな課題となってきている。これら の変化や課題に的確に対応し、限られた財源の中で行政サービスを持続的に提 供していくためには、中長期的な視点に立って、施設に掛かるコストの軽減や 適正な施設の規模等を検討して、改修・更新等を実施していく必要がある。

また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)にも資するものである。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針~脱デフレ・経済再生~」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定された。この計画においては、各省庁や地方公共団体は、所管するインフラを対象に、中期的な取り組みの方向性を明らかにするため、「行動計画」を策定することとされている。

その後、このインフラ長寿命化基本計画を受けて、平成26年4月、総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成26年4月22日付け総財務第74号)により、国から地方公共団体に対して、インフラ長寿命化基本計画の行動計画に相当するものとして、「公共施設等総合管理計画」策定の要請がなされている。

県では、こうした国の動きと歩調を合わせ「公共施設等総合管理計画」を策 定することとした。

第1章 計画の目的、位置付け等

1 計画の目的

県では、管理・所有する施設全体を把握し、将来を見据えた総合的かつ計画的な管理を推進するため「公共施設等総合管理計画」を策定する。この計画は、厳しい財政状況が続く中で、県有施設等の総合的かつ計画的な管理の取り組みに当たって、中長期的な視点で、その考え方の方向性、取り組むべき内容、推進体制など基本的な枠組みを定め、全庁的な共通認識のもと効果的な取り組みを推進することを目的とする。

2 計画の位置付け

本計画は、県が管理・所有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくための基本的な方針を取りまとめたものである。各施設の管理者においては、本計画に基づき、所管する施設の特性等に応じた取り組みを推進することとする。また、本計画は、平成30(2018)年度までに策定する個別施設計画の指針となるものである。

3 対象施設

県が管理・所有する公共建築物(庁舎、学校、公営住宅、警察施設等)及び公共土木施設(道路、河川、ダム、砂防、公園等)を対象とする。

なお、公共施設等とは公共建築物と公共土木施設の総称である。

4 計画期間

平成27(2015)年度から平成36(2024)年度までの10年間とする。 ただし、計画期間内にあっても、必要に応じて計画内容の見直しを適宜行う こととする。

第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し

1 公共建築物の現状

施設類型ごとの主な施設、施設の規模、施設の老朽化状況は以下のとおりである。

(1)施設類型ごとの主な施設

県有施設における施設類型 (大・中・小分類)とそれぞれの類型における主な施設(平成 26 年 3 月 31 日現在)は下表のとおりである。

表 1 施設類型一覧

大					
分類		中分類	小分類 (細分類)	主な施設	所管部局
	1	文化・社会	文化施設	県民文化ホール	企画県民部
		教育系施設	社会教育施設	リニア見学センター	リニア交通局
				図書館、文学館、美術館、考古博物館、博物館、科学館、山梨ことぶき勧学院、少年自然の家、青少年自然の 里、埋蔵文化財センター峡北収蔵庫遺跡まなび館	教育委員会
	2	スポーツ・レ クリエーショ ン系施設	スポーツ施設	射撃場、八ヶ岳スケートセンター、本栖湖青少年スポー ツセンター、飯田野球場	教育委員会
		ンボル収	レクリエーション施設	青少年センター	
	3	産業振興系	産業振興施設	アイメッセ山梨	
		施設	職能能力開発施設	中小企業人材開発センター、就業支援センター、産業技 術短期大学校、峡南高等技術専門校	産業労働部
			観光施設	富士川観光センター、広河原休憩舎、富士山救護所、富士ビジターセンター、東海自然歩道、北岳公衆トイレ、三ツ峠登山口トイレ、東海自然歩道佐野トイレ、富士北麓駐車場、北岳山荘、富士山安全指導センター	観光部
				フラワーセンター、まきば公園、富士湧水の里水族館	農政部
	4	学校教育系 施設	高等学校		
県			特別支援学校		教育委員会
民利			その他の学校	宝石美術専門学校	産業労働部
用施				農業大学校	農政部
設			その他教育施設	総合教育センター、韮崎こすもす教室	教育委員会
	5	保健福祉系	高齢者福祉施設	青い鳥老人ホーム	
		施設	障害者福祉施設	青い鳥成人寮、あゆみの家、梨の実寮、あさひワークホーム、あけぼの医療福祉センター、あけぼの医療福祉センター、育精福祉センター成人寮、育精福祉センター成人寮、富士ふれあいセンター	福祉保健部
			児童福祉施設	甲陽学園	
	6	公営住宅等	公営住宅等	公営住宅	県土整備部
	7	その他県民 利用施設	その他県民利用施 設	男女共同参画推進センター(ぴゅあ総合・ぴゅあ富士・ ぴゅあ峡南)	企画県民部
				消防学校、防災安全センター	総務部
				愛宕山こどもの国	福祉保健部
				八ヶ岳自然ふれあいセンター	森林環境部
				国際交流センター	観光部

大分類	中分類	Ą	小分類	(細分類)	主な施設	所管部局
	1 行政系	系施設	庁舎等		本館、別館、北別館、防災新館、議事堂	総務部
				合同庁 舎・単独	北巨摩合同庁舎、東山梨合同庁舎、西八代合同庁舎、南 巨摩合同庁舎、南都留合同庁舎、県民生活センター	企画県民部
				事務所	東八代合同庁舎、職員研修所	総務部
					中北保健福祉事務所、富士吉田合同庁舎、福祉プラザ、 動物愛護指導センター	福祉保健部
					大阪事務所	観光部
					身延合同庁舎、中北建設事務所、富士・東部建設事務所	県土整備部
			検査研 究施設	衛生環境	衛生環境研究所、食肉衛生検査所	福祉保健部
			九旭収		観測井、地下水位観測所	森林環境部
				林業施設	森林総合研究所、富士吉田試験園、八ヶ岳特用薬用植物 園、南部林木育種園切久保採種園、南部林木育種園八木 沢採種園	森林環境部
行				商工業施 設	工業技術センター、ワインセンター、富士工業技術セン ター	産業労働部
政施設				農水産業 施設	東部家畜保健衛生所、水産技術センター、果樹試験場、 畜産試験場、酪農試験場、総合農業技術センター、八ヶ 岳牧場、八ヶ岳牧場天女山分場、農業土木試験室	農政部
				その他施 設	富士山科学研究所	企画県民部
			防災施 設	水防倉庫 等	韮崎、石和、都留、大月	県土整備部
				その他	防災行政無線(身延山中継局・三ツ峠中継局・南都留地 方局・北都留地方局・鶴峠中継局)、林野火災資材倉 庫、防災備蓄倉庫(北巨摩合同庁舎・東山梨合同庁舎・ 南巨摩合同庁舎・南都留合同庁舎)	総務部
					広域医療搬送拠点臨時医療施設	福祉保健部
	2 警察旅	色設	警察施記	殳	警察署庁舎、交番、駐在所、待機宿舎	警察本部
	1 その他	也施設	職員宿行	舎	東京事務所職員合同宿舎、東京事務所職員宿舎	知事政策局
					音羽職員宿舎、富士吉田職員宿舎、職員宿舎メイプル飯 田、宮前職員宿舎	総務部
					育精福祉センター職員宿舎、あけぼの医療福祉センター 職員宿舎、県職員旭宿舎	福祉保健部
					教職員住宅(富士吉田、大月地区、甲府地区、都留地区、上野原地区、吉田地区)	教育委員会
その			その他施	設	旧宝合同庁舎、旧中央児童相談所職員宿舎、旧工業技術 センター、北口大型車車庫、旧峡北高校、旧小笠原保健 所、旧広瀬・琴川ダム事務所、旧丹波警察官駐在所	総務部
他					甲府看護専門学校貸付地	福祉保健部
施設					小淵沢緑化園、大泉緑化園、日野春緑化園、緑化セン ター	森林環境部
					旧知事及び部長宿舎	産業労働部
					郡内地域産業振興センター、富士山五合目休憩舎	観光部
					山梨食肉流通センター	農政部
					甲府工業高校寄宿舎(貸付)、 身延高校寄宿舎(貸付)、岩窪試験林用地	教育委員会

大分類	中分類	小分類 (細分類)	主な施設	所管部局
	1 公共系施設	道路	-	
		河川	総合河川情報システム(治水課分)に係る建築物	
		ダム	ダム管理事務所	
		砂防	総合河川情報システム(砂防課分)、富士山火山監視シ ステムに係る建築物	県土整備部
		下水道	富士北麓浄化センター、峡東浄化センター、釜無川浄化 センター、桂川清流センター	
1		公園都市公園	芸術の森、舞鶴城、中央、釜無川スポーツ、曽根丘陵、 小瀬スポーツ、富士北麓、緑が丘スポーツ(一部)、御 勅使南、富士川クラフトパーク、笛吹川フルーツ、桂川 ウェルネスパーク、丸の内に係る建築物	県土整備部
ンフラ系		森林公園 等	金川の森、県民の森、武田の杜、瑞牆の森、乙女高原の森、稲山ケヤキの森、兜山の森、全国育樹祭記念広場に係る建築物	森林環境部
施		林道	-	森林環境部
設へ		治山	作業施設	林怀垠児司
建築		農業関連施設	-	農政部
物		交通安全施設	-	警察本部
	2 恩賜県有財 産施設	林業施設	造林小屋	-森林環境部
	注形以	保健休養施設	清里の森	林小小块沙儿口
	3 企業会計施設	発電施 水力発電 設 施設	奈良田第一発電所、西山発電所、柚ノ木発電所、深城発電所、発電総合制御所、取水口監視所	
		太陽光発 電施設	ゆめソーラー館やまなし	企業局
		温泉施設	石和温泉管理事務所	
		その他施設	丘の公園	

(2)公共建築物の規模

施設類型ごと(大~中分類)の施設数、延床面積、建物数は下表のとおりである。県全体で公共建築物を734施設、延床面積で約185万㎡を所有している。施設数では、「警察施設」のみで全体の約35%(253施設)を占めており、次いで「公共系施設」が約16%(115施設)、「公営住宅等」が約12%(91施設)、「行政系施設」が約12%(86施設)と続き、この4施設類型で全体の約3/4を占めている。

また、延床面積では、「学校教育系施設」のみで全体の約31%を占めており、次いで「公営住宅等」が約28%と続き、この2施設類型で全体の約3/5を占めている。

表 2 公共建築物の施設数・延床面積等

	施設類型	施設数		邓广五 维	建物数			
大分類	大分類 中分類			延床面積	些 /木山 惧		连彻奴	
県民利用施設	1文化·社会教育系施設	14施設	(1.9%)	90,263 m²	(4.9%)	77棟	(1.8%)	
	2スポーツ・レクリエーション系施設	6施設	(0.8%)	17,407 m²	(0.9%)	45棟	(1.1%)	
	3産業振興系施設	28施設	(3.8%)	41,234 m²	(2.2%)	115棟	(2.7%)	
	4学校教育系施設	45施設	(6.2%)	571,763m²	(30.9%)	1,119棟	(26.1%)	
	5保健福祉系施設	11施設	(1.5%)	43,632 m²	(2.4%)	89棟	(2.1%)	
	6 公営住宅等	91施設	(12.4%)	508,147 m²	(27.5%)	792棟	(18.5%)	
	7その他県民利用施設	8施設	(1.1%)	15,476m²	(0.8%)	40棟	(0.9%)	
	小計	203施設	(27.7%)	1,287,922 m²	(69.6%)	2,277棟	(53.2%)	
行政施設	1行政系施設	86施設	(11.7%)	215,609 m²	(11.7%)	491棟	(11.5%)	
	2警察施設	253施設	(34.5%)	106,139m²	(5.7%)	773棟	(18.0%)	
	小計	339施設	(46.2%)	321,748 m²	(17.4%)	1,264棟	(29.5%)	
その他施設	1その他施設	42施設	(5.7%)	51,840m²	(2.8%)	194棟	(4.5%)	
	小計	42施設	(5.7%)	51,840m²	(2.8%)	194棟	(4.5%)	
インフラ系施設	1公共系施設	115施設	(15.6%)	160,917 m²	(8.7%)	436棟	(10.2%)	
	2 恩賜県有財産施設	11施設	(1.5%)	6,729 m²	(0.4%)	36棟	(0.8%)	
	3企業会計施設	24施設	(3.3%)	21,143m²	(1.1%)	76棟	(1.8%)	
	小計	150施設	(20.4%)	188,789 m²	(10.2%)	548棟	(12.8%)	
全体		734施設		1,850,299m²		4,283棟		

(平成 26 年 3 月 31 日現在 公有財産管理システムデータ)

(3)施設の老朽化状況

ア 建設年

県全体の公共建築物の建設年を延床面積で見ると、昭和 40 年代後半から 概ね毎年 4 万~6 万㎡が建設され、昭和 60 年代に入って一旦減少したもの の、平成元年以降に再び 4 万㎡を超えて平成 9 年がピーク (9.3 万㎡)となっている (平成 9 年前後に合同庁舎の建替えを実施したことが要因)。

このうち、昭和 50 年代中頃までに建設された施設は、築 30 年以上経過していることになる。下記の累積グラフ(右軸)がほぼ一定の割合で増加していることから分かるように、公共建築物は、平成 9 年前後に合同庁舎の建替えでピークを迎えているが、それ以外は一時期に集中して建設されたものではなく、昭和 40 年代中頃から平成 10 年代中頃までの長期にわたって一定規模の建設を継続してきている。

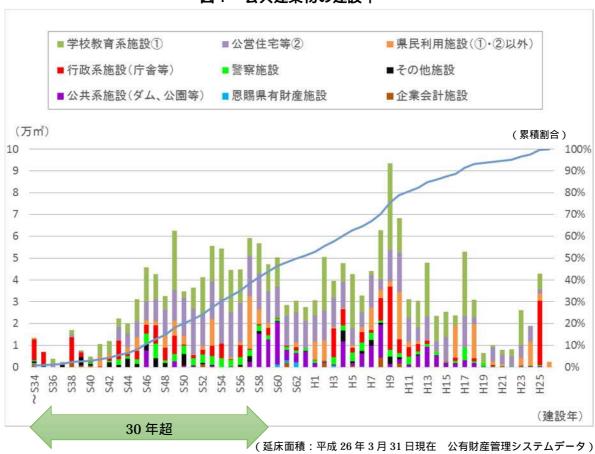


図1 公共建築物の建設年

イ 築年数

県全体の公共建築物の築年数を延床面積の割合で見ると、一般的に大規模 改修のタイミングとなる築30年を経過している割合が約43%に達しており老 朽化が進行していることがわかる。このことから、今後更新や改修に要する費 用が増大することが懸念される。

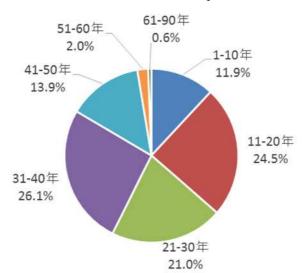


図2 公共建築物全体の築年数(延床面積ベース)

表3 大分類別建築後30年以上の率(延床面積ベース)

大分類	県民利用 施設	行政施設	その他 施設	インフラ 系施設	全体
現在	43.5%	46.5%	70.4%	21.9%	42.6%
10年後	63.2%	63.1%	82.0%	61.9%	63.6%
20年後	86.8%	86.8%	100.0%	96.0%	88.1%

(延床面積:平成 26 年 3 月 31 日現在 公有財産管理システムデータ 現在:平成 27 年 3 月 31 日時点)

2 公共土木施設の現状

施設類型ごとの施設の数量、施設の老朽化状況は以下のとおりである。

(1)施設類型ごとの施設数

各部局の施設類型ごとの施設数(平成 26 年 3 月 31 日現在)は下表のとおりである。

県土整備部

	分類 課名		施設項目	施設数	備考				
1	1 公共系施設								
			道路(舗装、ガードレー	179 路線					
			ル、道路照明等を含む)	1,843km					
			橋梁	1,798 橋	長寿命化計画策定済み				
			トンネル	130 箇所	維持管理計画策定済み				
	(1)道路	道路管	道路 門型柱の道路標識	58 本					
		理課	附属 門型柱の道路情報 物 板	40 基					
			横断步道橋	34 箇所					
			シェッド、大型カルバート	50 箇所					
			道路監視施設	1 式					
			河川	610 河川					
			樋門、樋管	7 箇所	長寿命化計画策定済み				
			水門等	3 箇所	長寿命化計画策定済み				
	(a) (a III	シャレ≐田	排水機場	2 箇所	長寿命化計画策定済み				
	(2)河川	治水課	浄化施設	1 箇所					
			堰	1 箇所	長寿命化計画策定済み				
			放水路	1 箇所					
			総合河川情報システム	1 式					
	(3)ダム	治水課	ダム	6ダム	長寿命化計画策定済み				
			砂防施設 (砂防堰堤·床固工)	2,056 基	長寿命化計画策定済み(75 箇所)				
			地すべり防止施設 (区域数)	33 箇所					
	(4)砂防	砂防課	急傾斜地崩壊防止施設 (区域数)	376 箇所					
			雨量情報表示板	11 基					
			山梨県土砂災害情報相互 通報システム	1 式					
			富士山火山監視システム	1式					
		T_1.>±	終末処理場(下水処理場)	4 箇所	長寿命化計画策定済み(3 箇所)				
	(5)下水道	下水道	ポンプ場	16 箇所	長寿命化計画策定済み(9箇所)				
	, ,	室	管渠	39 幹線					
	(6)公園	都市計 画課	都市公園	15 箇所	長寿命化計画策定済み(11 箇所)				

森林環境部

	<u> የ</u> ተፈፈረ					
	分類	課名	施設項目	施設数	備考	
1 公共系施設						
	(6)公園	県有林 課	森林公園等	16 箇所	長寿命化計画策定済み(1箇所)	
			林道	190 路線		
		治山林		1,093 k m		
	(7)林道	道課	橋梁	559 橋	県営林道橋梁・トンネル等保全計画	
			トンネル	47 箇所	を策定済み	
		治山林 道課	治山施設	21,103 基	 治山施設保全計画を策定済み	
	(8)治山		山腹工施設	5,497 箇所	石山旭政体主計画を収定消費	
			地すべり防止施設	25 箇所		
2	恩賜県有財産	E施設				
	(1)林業施	県有林	森林作業道	64 路線		
)()你 未 心 一設	宋有你 課	林州日来坦	66 k m		
	пХ	本	橋梁	1 橋		
	(2)保健休 養施設	県有林 課	保健休養施設	2 施設	清里の森再整備基本計画策定済み	

農政部

	分類	課名	施設項目	施設数	備考
1	公共系施設				
	(9)農業関	類 耕地課	ため池	2 箇所	
	連施設	本井・巴吉木	地すべり防止施設	8 箇所	

警察本部

	分類	課名	施設項目	施設数	備考			
1	1 公共系施設							
			信号機	1,786 基				
	(10)交通	交通規	大型標識	4,477 本				
	安全施設	制課	交通情報板	20 基				
			車両感知器	1,294 基				

企業局

	上宋/···							
	分類課名		課名	施設項目 施設数		備考		
1	1 企業局会計施設							
	(1)発電施設	Ž					
		1. 1. 72		発電所	21 施設			
		水力発電施設	電気課	ダム	2 箇所	水力発電施設長期改修計画策定済み		
				調整池	1 箇所			
		太陽光 発電施 設	電気課	発電所	3 施設			
	(2	(2)温泉施 企業局		温泉給湯施設	1 施設	温泉供給施設:改良工事長期執行		
	設	,	総務課	送配湯管	12.3km	計画、送配湯管∶送配湯敷設替工事 年次計画策定済み		
	(3)その他 施設		企業局 総務課	地域振興事業施設	1 施設			

(2) 主な施設の老朽化状況

県が管理する公共土木施設は、道路、河川、ダム、砂防施設、下水道、 公園、治山施設等、多岐にわたり、これらの多くが高度経済成長期に整備 された。主な公共土木施設の老朽化状況は下表のとおりである。

例えば、橋梁(道路)では今後20年間で建設後50年以上の率が約59%、トンネル(道路)では約49%となるなど公共土木施設の老朽化が進行していく。このことから、公共土木施設についても、今後維持管理や修繕に要する費用が増大することが懸念される。

表 4 主な公共土木施設の老朽化率

27 1					
施設	建設後50年以上の率				
neax	H26 時点	20年後			
橋梁(道路)	17.9%	58.9%			
トンネル(道路)	19.2%	49.2%			
砂防施設	15.2%	57.8%			
橋梁(林道)	18.0%	76.4%			
トンネル(林道)	54.3%	69.6%			
治山施設	21.2%	55.6%			
山腹工施設	10.5%	53.7%			

3 将来人口の見通し

本県の人口は、平成 12 (2000)年の 89 万人台をピークに減少に転じており、平成 27 (2015)年9月現在で 83.4 万人となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、現状のままで推移した場合、平成 52(2040)年の総人口は約 66.6 万人になると推計されており、平成 27 (2015)年と比較して2割以上減少すると見込まれている。

また、生産年齢人口(15~64歳)の減少が続くことが予想されており、労働力の減少とそれに伴う経済活力の低下や地域コミュニティの弱体化等の課題が指摘されている。

なお、山梨県まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける将来展望については、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり持続的に展開する社会を実現するために、東京圏に隣接し、豊かな自然環境を有する本県の優位性や、平成 39(2027)年に開業するリニア中央新幹線等の整備効果を十分に生かし、地域の活力を維持・向上させていく取り組みを反映させたものである。

(1)県の総人口の見通し

県の総人口の将来推計は、下図のとおり、減少傾向を示している。



(2)世代別人口の見通し

世代別人口の将来推計については、下表のとおり、生産年齢人口は一貫して減少傾向を示しており、老年人口(65歳以上)は平成52(2040)年まで増加傾向を示すが、その後は減少傾向となる。

表 5 県の世代別人口の推移

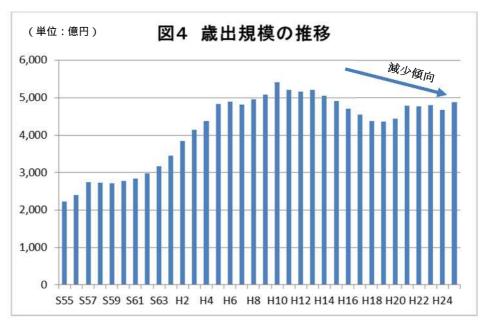
	平成 27 年	平成 42 年	平成 52 年	平成 72 年
	(2015年)	(2030年)	(2040年)	(2060年)
年少人口				
(0~14歳)	10.4万人	10.5万人	11.4 万人	11.2万人
生産年齢人口				
(15~64歳)	49.8万人	44.4万人	41.1万人	40.5万人
老年人口				
(65 歳以上)	23.6万人	25.9万人	26.7万人	23.3万人
総人口	83.8万人	80.8万人	79.2 万人	75.0万人

山梨県まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける将来展望

4 財政収支の見込み

(1)これまでの財政状況

本県のこれまでの財政状況については、歳出規模が平成 10 (1998)年度をピークに減少に転じ、その後は抑制基調で推移する一方、扶助費や公債費等の義務的経費は増加傾向にある。また、普通建設事業費については、平成に入り増加傾向となったが、平成 10 (1998)年度をピークに減少に転じ、近年は昭和 50 年代後半頃と同程度の水準になっている。





(2)今後の財政収支見込み

本県財政は三位一体の改革(平成 16 年度~平成 18 年度)により、義務教育費等の義務的経費の県負担額が増加した一方で、地方交付税が削減され、一般財源収入が大幅に減少したことから、財源不足のため、平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 年間で総額 132 億円の基金の取り崩しを余儀

なくされた。

また、経常収支比率については、三位一体の改革前の平成 15 年度では 84.4%であったが、改革後は悪化が進み、平成 26 年度には 93.4%と、財政の硬直化が進行している。

更に、平成 21 年度には、リーマンショックによる戦後最悪と言われる不況の影響により、県税収入は前年度比で 25.8%の減、金額にして 288 億円余減少し、財源不足から 35 億円の基金の取り崩しを行うなど、本県の財政は国の地方財政対策や景気の動向に大きく影響される状況にある。

一方、今後の本県の財政状況を見通せば、国の地方財政対策により発行した臨時財政対策債の償還の累増による公債費の増加や、高齢化の進行に伴う介護保険関係経費、高齢者医療費等の社会保障関係費の増加など、支出が義務的で任意で削減することが難しい経費が今後、一層増加することが見込まれている。

また、「山梨県財政の中期見通し」(平成26年2月10日)では、平成26年度を基準として今後の歳入を見込んだ場合、毎年度、相当の財源不足が生じることから、予算編成に当たっては、基金を取り崩して財源不足を解消せざるを得ない状況にあり、基金残高は漸次減少していく見込みとなっている。

今後も極めて厳しい財政運営が継続すると考えられるとともに、景気の 悪化や高齢化社会の進展に伴う経済活動の低迷により、税収が大きく落ち 込んだ場合、県財政が著しく逼迫する可能性もある。

表6 山梨県財政の中期見通し(平成26年2月10日)

(単位:億円、%)

		27年度		28年度		29年度		30年度	
		見込額	伸び率	見込額	伸び率	見込額	伸び率	見込額	伸び率
	実質県税	977	1.3	977	0.0	977	0.0	977	0.0
歳	実質交付税	1,623	1.2	1,616	0.4	1,616	0.0	1,616	0.0
	国庫支出金	507	0.2	516	1.8	505	2.1	508	0.6
λ	県債	352	12.1	433	23.0	353	18.5	326	7.6
	その他の歳入	1,057	1.9	1,058	0.1	1,058	0.0	1,056	0.2
	計 A	4,516	0.3	4,600	1.9	4,509	2.0	4,483	0.6

		27年度		28年度		29年度		30年度	
		見込額	伸び率	見込額	伸び率	見込額	伸び率	見込額	伸び率
<u></u>	義務的経費 (人件費、公債費、扶助費)	2,139	1.5	2,150	0.5	2,152	0.1	2,134	0.8
歳	投資的経費	767	7.8	776	1.2	755	2.7	721	4.5
出	補助費	877	4.2	955	8.9	886	7.2	898	1.4
	その他の歳出	810	0.0	810	0.0	810	0.0	810	0.0
	計 B	4,593	0.0	4,691	2.1	4,603	1.9	4,563	0.9
財源不足額 C=A-B		77	12.5	91	18.2	94	3.3	80	14.9
執行段階節減努力等		50		50		50		50	
最	終基金取崩し見込み	27		41		44		30	

5 中長期的な更新・維持費等の見込み

(1)共通条件

ア 推計期間

平成27(2015)年度からの50年間(平成27 2015 年度~平成76 2064 年度)である。

イ 試算ケース

平成25(2013)年度末現在の公共施設等をそのまま保持した場合の更新・ 維持等に要する費用について、次の2 ケースの試算を行う。

従来型(事後保全)

施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う 従来の管理手法を継続したケース

長寿命化型(予防保全)

損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法を導入したケース

なお、算出額はあくまでも試算値であり、その額を直ちに投資しなければ、安全性に問題があるという訳ではない。

(2)公共建築物の中長期的な更新費等の見込み

ア 試算対象

県が所有する全734施設のうち、一般会計から支出のない企業会計施設24施設、恩賜県有財産施設11施設を除く699施設を対象に、更新(建替え)、 大規模改修に要する費用を試算する。

なお、試算条件等は後述(P23)のとおり。

イ 試算結果

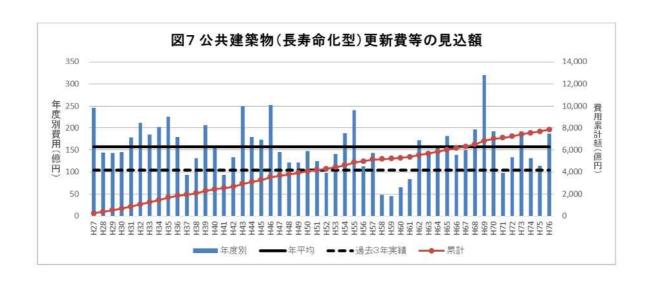
公共建築物における今後50年間の試算の結果は、従来型では約9,459億円(年平均189億円)、長寿命化型では約7,868億円(年平均157億円)となり、大規模改修により長寿命化を実施することで約1,591億円(年平均32億円)の財政負担軽減が見込まれる。

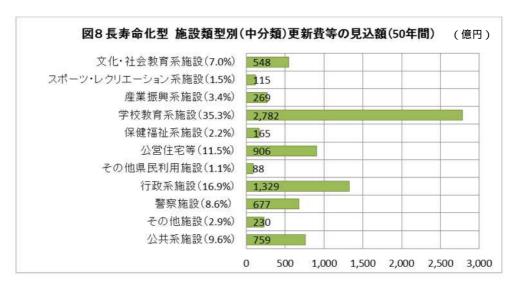
しかし、長寿命化型に切り替えたとしても、過去3年間の年平均実績額 105億円は今後の必要額の67%にとどまる結果となっていることから、更 なるコスト縮減策を推進する必要がある。

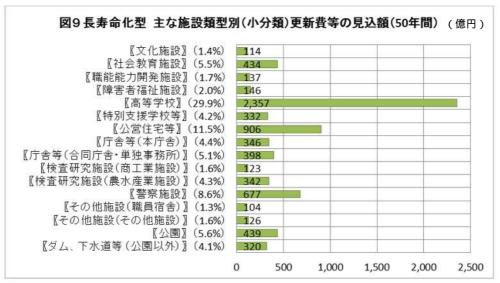
項目 50年間総額(億円) 年平均額(億円) 従来型 A 9.459 189 長寿命化型 B 7,868 157 軽減額 A-B 32 1,591 過去3年実績額 C 105 (C/B) (67%)年間不足額 B-C 52

表7 公共建築物の試算結果









(3)公共土木施設の中長期的な維持費等の見込み

ア 公共土木施設における試算条件

公共土木施設における条件設定に当たっては、既存計画の適用の可否、 他の事例及び現状の蓄積データを踏まえて条件を設定する。なお、一般会 計から支出のない企業会計施設、恩賜県有財産施設は除いて費用を積算す る。

なお、試算条件の詳細は後述(P27)のとおり。

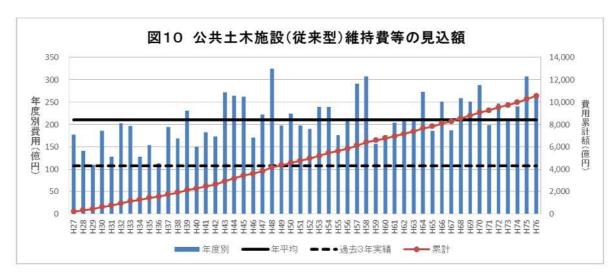
イ 試算結果

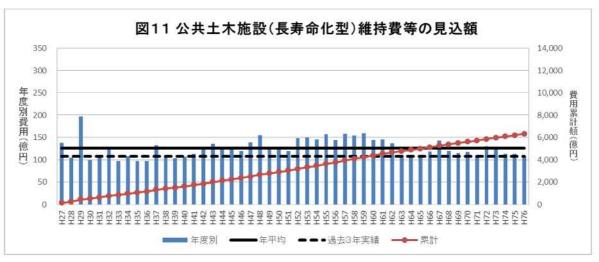
公共土木施設における今後50年間の試算の結果は、従来型で約10,557億円(年平均211億円)、長寿命化型では約6,300億円(年平均126億円)となり、予防保全等により長寿命化を実施することで約4,257億円(年平均85億円)の財政負担軽減が見込まれる。

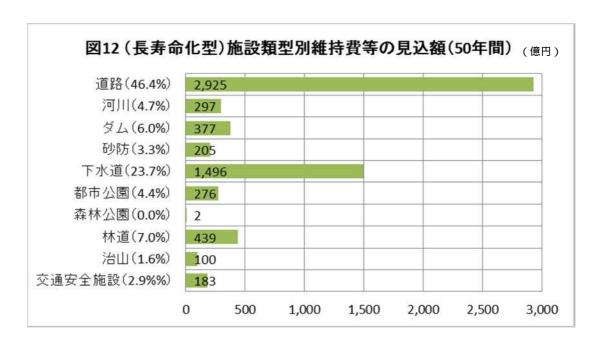
しかし、長寿命化型に切り替えたとしても、過去3年間の実績額の年平均額は107億円と、今後の必要額の85%にとどまる結果となっていることから、今後は、施設類型ごとの点検・診断結果を踏まえた、より精度の高い推計を行うとともに、更なるコスト縮減策を推進する必要がある。

表8 公共土木施設の試算結果

項目	50年間総額(億円)	年平均額(億円)
従来型 A	10,557	211
長寿命化型 B	6,300	126
軽減額 A-B	4,257	85
過去3年実績額 C	-	107
(C/B)		(85%)
年間不足額 B - C	-	19







(4)試算条件

ア 公共建築物の試算条件

(ア) 試算ケースの考え方

a 従来型「スクラップ・アンド・ビルド」

これまで各施設の耐用年数はあるものの、部位・部材及び設備の劣化・陳腐化、社会的な要求の変化等により建替えが行われていることから、一定の周期で現在と同じ延床面積で更新するものとして試算する。

b 長寿命化型「目標使用年数の導入」「大規模改修」

目標使用年数を設定した上で、大規模改修を実施するケースとして、 総務省更新費用試算ソフト(以下「試算ソフト」という。)の試算条 件を参考に試算する。

(イ) 試算方法の例外

a 既存計画の反映

県民利用施設「公営住宅等」(91施設)は、「山梨県公営住宅等 長寿命化計画 平成23年3月」で、従来型と長寿命化型の今後70年間の 中長期費用を試算しており、長寿命化型の平成27年度~平成72年度の 46年間については、平成26年度に見直しを行っている。

よって、本試算では次のとおり既存計画を反映する。

従来型は、平成27年度~平成76年度の50年間の試算結果を反映する。

長寿命化型は、平成27年度~平成72年度は見直し後の試算結果、 平成73年度~平成76年度は平成27年度~平成72年度の平均値を反 映する。

b 撤去費のみ計上

その他施設(42施設)のうち、現在使用されていない15施設(延 床面積:13,650 m²)は、今後撤去予定であることから、更新時に撤去 費(単価:10千円/m²)のみ計上する。

(ウ) 従来型の試算条件

a 試算方法

建設年を基準に35年 1で現在と同じ延床面積で更新するものとし、延床面積に更新単価を乗じることにより試算する。

試算期間の初年度において、既に35年を経過している施設は、以 後10年間で均等に更新を行うものとする(更新の積み残し処理)。

b 更新単価

更新単価は、試算ソフトの単価を参考に、施設類型ごとに次表のとおり設定する。

¹更新周期について

[「]学校施設の長寿命化改修の手引 文部科学省」では従来型のシナリオについて「30年で使い捨て前提の維持管理なし」としている。また、他自治体(群馬県、愛知県など)の事例を確認すると、従来型の更新年数を35年としている事例が多い。以上を踏まえ、本試算における従来型の更新周期を35年とした。

表 9 更新及び大規模改修単価

大分類	中分類	小分類	大規模改修 単価 (万円/㎡)	更新単価 (万円/㎡)	総務省の施設類型
	1文化·社会教育系施設		25	40	社会教育系施設
	2スポーツ・レクリエーション系施設		20	36	スポーツ・レクリエーション系施設
	3産業振興系施設		25	40	産業系施設
県民利用施設	4学校教育系施設		17	33	学校教育系施設
	5保健福祉系施設		20	36	保健·福祉施設
	6公営住宅等		17	28	市営住宅
	7その他県民利用施設		20	36	その他
行政施設	1行政系施設		25	40	行政系施設
1] 以/他設	2警察施設		25	40	行政系施設
その他施設	1その他施設		20	36	その他
	1公共系施設	(1) 道路	20	36	その他
		(2) 河川	20	36	その他
		(3) ダム	20	36	その他
		(4) 砂防	20	36	その他
		(5) 下水道	20	36	その他
インフラ		(6) 公園(都市公園) (森林公園等)	17	33	公園
		(7) 林道	20	36	その他
		(8) 治山	20	36	その他
		(9) 農業関連施設	20	36	その他
		(10) 交通安全施設	20	36	その他

(エ) 長寿命化型の試算条件

a 試算方法

建設年を基準に30年で大規模改修を実施し、60年で現在と同じ延床面積で更新するものとし、延床面積に単価を乗じて試算する。

建設時からの経過年数が31年以上50年以下の施設は、以後10年間で均等に大規模改修を行うものとする(大規模改修の積み残し処理)。

建設時からの経過年数が51年以上の施設は、更新の時期が近いため、大規模改修は行わずに60年で更新するものとする。

b 更新単価

(ウ) 従来型の試算条件の b と同様

c 大規模改修を実施する施設の選別

試算ソフトは、全施設一律で大規模改修を実施するシナリオとなっているが、倉庫、自転車置場、ごみ置場等の小規模な施設は、通常、大規模改修を実施しないため、下表のとおり「建物種目」のうち「雑屋建」、「倉庫建」は、従来型と同様、建設年を基準に35年で更新するものとして試算する。

大規模改修対象 建物数 事務所建 895 558 住宅建 丁場建 89 体育館 54 体育館建 11 雑屋建 2,147 倉庫建 417 総計 4,171

表 1 0 大規模改修対象

d 過去の大規模改修実績を考慮

過去に大規模改修を実施している施設は、大規模改修費用が重複計 上となるため試算から差し引く必要がある。

ただし、試算ソフトにおける大規模改修の考え方は、概ね15年周期で生じる電気設備、昇降機設備、配管等の更新費用をまとめて30年目に実施すると仮定しているため、大規模改修費用をそのまま計上しなかった場合、試算結果が過小となることが想定される。

このため、過去に大規模改修を実施している施設は、建設年から大規模改修の経過年数に応じ、下表に示す条件で大規模改修費を計上することとする。

表11 過去に大規模改修を実施している施設の取り扱い

建設年から大規模改修 までの経過年数	大規模改修費の計上方法			
30 年未満	試算ソフトの条件における大規模改修費の 1/3 を実施したと仮定し、「大規模改修費×2/3」を計上			
30 年以上 45 年未満	試算ソフトの条件における大規模改修費の 2/3 を実施したと仮定し、「大規模改修費×1/3」を計上			
45 年以上	計上しない			

イ 公共土木施設の試算条件

公共土木施設の試算条件の設定に当たっては、既存計画の適用の可否、 他の事例及び現状の蓄積データを踏まえて条件を設定する。

a 既存計画の適用

既存の長寿命化計画で中長期費用を試算している場合は、その試算結果を適用する。また、試算結果をそのまま適用できない場合(例: 試算期間が50年より短い場合)は、試算結果を補正するなどして、可能な限り適用する。

対象施設 道路(橋梁、トンネル、道路附属物(門柱型の道路標識、道路情報板)、シェッド・大型カルバート)、河川(樋門、樋管、水門等)、ダム、都市公園、林道(橋梁、トンネル)、治山

b 既存データ等の活用

台帳等のデータを踏まえ、試算ソフト、国土交通省の事例等とを比較し、最も試算精度が高い(あるいは説明性が高い)と考えられる試算条件を活用する。

対象施設 道路(道路舗装、附属施設(ガードレール、小型標識等))、 下水道、林道(橋梁)

c 維持管理費のみ計上する施設

「更新を想定しない施設」、「現状の蓄積データが不十分な施設」、「全国的に事例等の知見がない施設」等については、過去の実績により維持管理費のみを計上する。

対象施設 道路(道路監視施設)、河川(河川、総合河川情報システム)、 砂防、森林公園等、林道(林道)、交通安全施設

d 費用を計上しない施設

cに該当する施設のうち、「過去の維持管理費が不明な施設」、「施設数が少なく全体費用に占める割合が小さい施設」については、費用を計上しない。

対象施設 河川(浄化施設、放水路)、農業関連施設

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な方針

1 管理に必要な取組体制と情報共有方策

(1)推進体制の整備

本計画の対象は、県が管理・所有する全施設に及ぶことから、すべての 所管課が共通認識のもと、本計画の取り組みを円滑に推進するためには、 次の事項を所掌する全庁横断的なマネジメント体制について検討する必要 がある。

なお、検討に当たっては、公共建築物と公共土木施設それぞれの現状の 取組体制等を考慮し、合理的な推進体制となるよう留意する。

所管課の取り組み(個別施設計画策定、維持管理の実践等)を支援全庁横断的な戦略の打ち出しと財政・政策担当との調整 所管の枠を超えた最適化に向けた調整(空きスペースの有効活用等)マネジメント体系を提示するとともに総合管理計画の管理・見直し施設情報の一元管理 (2)を参照

全庁横断的なマネジメント体制イメージ

公共施設等総合管理計画所管課等

- ・所管課の取り組み(計画策定、維持管理の実践等)の支援
- ・全庁横断的な戦略の打ち出し、財政・政策担当との調整
- ・所管の枠を超えた最適化に向けた調整
- ・総合管理計画の管理・見直し



各施設所管課

・所管施設の維持管理・修繕・更新等、個別施設計画の策定

(2)情報共有方策(情報の一元化)

公共施設等の情報については、これまで、道路、教育施設など施設類型 ごとに各部局において管理され、その情報が全庁的に共有されていなかっ た。このため、戦略的にマネジメントを推進するには、点検・診断や工事 履歴等の施設情報を適切な形で蓄積、一元管理し、それらのデータを有効 活用することが必要である。

そこで、現在国が地方自治体への導入を進めている「地方公会計制度」 の固定資産台帳を有効なツールとして活用するなど、今後その情報をもと に公共施設等の適切な維持管理や中長期的な経費の見込みの算出等を行う ために、公共施設等に係る情報を集約させていくこととする。

2 現状や課題に関する基本認識

(1)公共施設等の維持管理を取り巻く状況(全国共通の社会的要請)

中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故を契機として、社会資本の維持管理について、ストック総点検、法改正(点検基準の法定化)等、施設の 老朽化等の状態を把握することへの要請が強まっており、中長期的視点で公 共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することが要請されている。

【基本認識】

国等の動きを踏まえて、社会的な要請に応えた公共施設等の維持管理 の計画的な取り組みが求められている。

(2)社会的潮流(人口減少と厳しさを増す財政状況)

ア 人口減少

本県の人口は平成 12 (2000)年の 89 万人台をピークに減少し続けており、平成 27 (2015)年 9 月時点で 83.4 万人となっている。現状のままでは、今後も人口減少が見込まれており、山梨県まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける将来展望では、平成 52 (2040)年には約 79.2 万人になると推計している。

また、生産年齢人口は減少している一方、65 歳以上の老年人口は増加が 見込まれる。

【基本認識】

年代別の人口推移から利用需要を把握することによって、必要な行政 サービスの水準等を検討していく必要がある。

イ 厳しさを増す財政状況

財政状況は、これまでも財源不足が生じて主要基金の取り崩しを余儀な されてきたが、今後も予算編成に当たっては、基金を取り崩して財源不足 を解消せざるを得ない状況にあり、極めて厳しい財政運営が継続すると考 えられる。

加えて、国全体として高度成長期に建設された公共施設等が大量に更新時期を迎えているが、その更新費について、例えば目的税等による財源確保に目処が立っていない状況であるため、各自治体において、公共施設等のマネジメントによりこの問題に対応しなければならない状況となっていることを認識する必要がある。

【基本認識】

厳しさを増す今後の財政見込み及び中長期的な更新・維持費等の見込みを踏まえ、公共施設等の計画的な更新、統廃合、集約化及び長寿命化を推進し、施設性能の維持や安全性の確保を図りながら、トータルコストの縮減や財政負担の平準化を図る必要がある。

(3)本県の魅力を生かすためのインフラ整備

産業を維持し発展させるためにはインフラの整備は不可欠である。

県内には、富士山(世界遺産)、八ヶ岳、南アルプス等の豊かな自然や 果樹、ワイン、温泉等の多彩な観光資源がある。

また、交通手段として、中央自動車道及びJR中央線が県内を横断しているため東京圏や長野県方面、中京圏等へのアクセスが比較的良好であり、中部横断自動車道が延伸されると静岡県方面へのアクセスが改善される。

更に、2027(平成39)年にはリニア中央新幹線が整備され東京圏や中京圏へのアクセスが飛躍的に良くなり、国内外との交流の拡大や新たな産業の創出など、本県の将来発展の起爆剤となることが期待される。

加えて、2020(平成32)年の東京オリンピック・パラリンピック開催地である東京都に隣接するという本県の地理的優位性を生かした取り組みにより、県内全域への誘客が期待される。

以上のことから、国際交流も視野に入れ、物流・人流の円滑化と観光等の産業振興を目的としたインフラ整備を実施し、本県の魅力を生かしていく必要がある。

【基本認識】

県域のポテンシャルが高まる機会を捉えたインフラ整備を実施する必要がある。

(4)災害への備え

県内ほぼ全域の 25 市町村が、南海トラフ地震の防災対策推進地域に指定されるとともに、東部を中心とした 14 市町村が、首都直下地震の緊急対策区域に指定されている。

また、本県は周囲を3千メートル級の峰々に囲まれ、急峻な地形を有していることから、橋梁やトンネルが多く、河川は急勾配で、台風等の豪雨による河川の氾濫、土砂災害等が発生しやすい特徴を有している。

更に、富士山は活火山であり、その周辺には多数の県民・観光客等が生活又は来訪しているいるため、大規模な噴火の場合、影響は広範囲に及び、中小規模の噴火でも影響を被ることが予想される。

このため、公共施設等の老朽化対策とともに今後想定される南海トラフ 地震や首都直下地震、富士山火山噴火及び豪雨・豪雪といった大規模自然 災害に対する備えが課題となっている。

【基本認識】

大規模自然災害に備えて、県土の強靭化に資する公共施設等の老朽化 対策を推進する必要がある。

3 これまでの取組状況

平成14年2月に策定された「公共施設改革プログラム」等に沿って公共施設の見直し(廃止、統廃合、市町村への移譲、民間委託等)を進めており、一部を除いて見直しが完了している状況にある。一方、公共建築物の保全への取り組みは一部を除いて計画的に行われておらず、統一ルールも存在しない状況である。

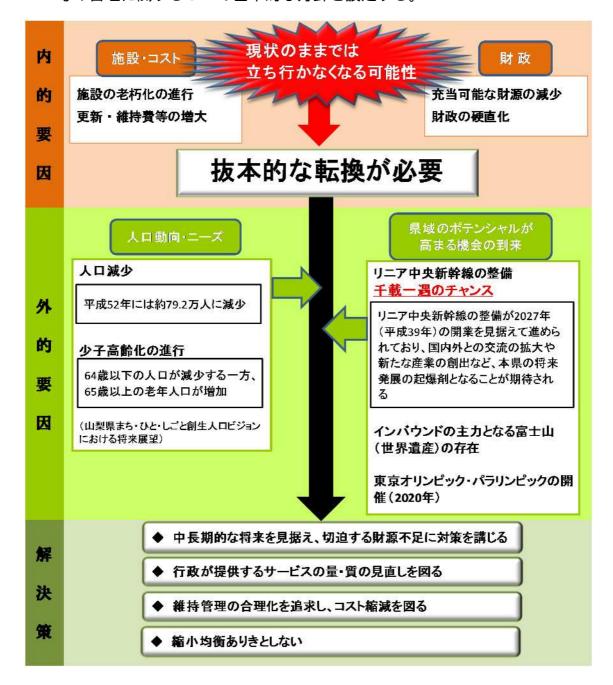
また、公共土木施設については、平成20年5月に策定した「公共土木施設 長寿命化計画基本方針(案)」を踏まえ、多数の施設について所管部局が長 寿命化計画等を策定し、対策を進めている。

P91 以降の参考資料参照

4 管理に関する基本的な考え方

(1)基本的な方針の設定

「2 現状や課題に関する基本認識」や施設状況等を踏まえて、公共施設等の管理に関する3つの基本的な方針を設定する。



基本的な方針 : 社会的ニーズの変化に対応した行政サービス・施設規模の適 正化を図る

県の財政運営が厳しさを増す一方で、更新・維持費等の増大が見込まれており、現状の施設規模を維持できなくなる可能性があるため、これまでのサービス(機能)と施設を一体として考える発想を転換し、県が提供すべきサービス、県で所有すべき施設を峻別し、所有する施設の規模の適正化を検討する必要がある。

このため、中長期的な人口動向(人口減少)、人口構成(少子高齢化)による ニーズの変化を捉え、行政が提供すべきサービスの見直しを図るとともに、そ の結果に基づき必要に応じて廃止、転用、集約化、複合化、市町村への移譲等 について検討を行い、財政的な制約を踏まえた施設規模の適正化を図る。

基本的な方針 : 中長期的な視点での最適化に向け、全庁横断的に維持管理の 合理化・コスト縮減に取り組む

個別施設計画の実現性(維持管理の持続性)を担保するためには全施設の状況を踏まえ、統一的な方針及び中長期的な視点で個別施設計画を策定する。

本県の公共土木施設については、大半の施設で個別施設計画を策定済みであるものの、所管課ごとに計画期間等にばらつきがある(横並び比較できない) 状況であり、見直しの際には、更なる合理化・コスト縮減が必要である。一方、公共建築物については、今後順次計画を進めていくこととなるが、合理的な執行体制となっていない状況にあり、今後更なる維持管理の合理化・コスト縮減のためには、所管課単位での取り組みだけでなく、全庁横断的な取り組みが必要である。

以上を踏まえ、執行の合理化に向けた全庁横断的なマネジメントを推進する

体制を検討し、中長期的な視点での最適化を見据えた計画策定の方針を示すと ともに必要な事業調整を行う。

施設の管理部門においては、LCC (ライフサイクルコスト)の最小化や施設 特性に応じた管理水準・点検方法を設定するなど、方針に基づく計画的な維持 管理に取り組むとともに、安全性の確保を前提とした効率化を追求する。

基本的な方針 :選択と集中による本県の将来を見据えた投資を実施する

本県では人口減少や少子高齢化に加え、新規投資に投入できる財源が減少する見通しであるなど、「負のスパイラル」に陥る可能性がある。一方、県内にはインバウンドの主力となる富士山(世界遺産)ほか、リニア中央新幹線の整備が2027(平成39)年の開業を見据えて進められているなど、県域のポテンシャルを高める機会が到来する。

こうした機会を見据え、必要なインフラ整備や県土の強靭化に資するインフラの老朽化対策を推進するとともに、施設を更新する際に付加価値をつける、あるいはリニア中央新幹線整備に伴い再開発される駅周辺の施設に併せて廃止・転用、集約化又は複合化による統廃合を検討するなど、選択と集中により本県の将来発展を見据えた投資を実施する。

また、県では、目指すべき新たな地域社会を「輝き あんしん プラチナ社会」とし、東京圏に隣接し豊かな自然環境や地域資源を有する本県の優位性や実情に応じた施策を実施して、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり持続的に発展する社会を実現していく。このため、「公共施設等の将来のあり方」を検討するに当たっては、「ダイナミックやまなし総合計画」に基づき、将来を見据えつつ、各施設の必要性を十分に精査するとともに、各施設の配置や規模の適正化を総合的かつ計画的に図る必要がある。

(2)計画目標

ア 重大事故ゼロ

施設の安全性を確保する取り組みにより、重大事故 2を発生させない。

イ 公共建築物総量の抑制

公共建築物はスクラップ・アンド・ビルドを原則とし、新たな行政需要に基づき必要とされる施設を除き、これ以上延床面積を増加させない。 恩賜県有財産施設、企業会計施設は除く。

ウ 個別施設計画(長寿命化計画)の策定

施設類型ごとの個別施設計画を平成30年度までに策定する。

エ 情報の一元化

情報の一元管理を図るため、固定資産台帳等を活用した全庁的な公共施設等データベースを平成30年度までに構築する。

(3) 実施方針等の設定

「(1)の3つの基本的な方針」を踏まえた実施方針等は次のとおりである。

ア 点検・診断に関する実施方針

(ア)早期に点検未実施の施設の健全性を把握する。

安全確保の観点から、点検・診断が未実施の施設は、必要に応じ第三者被害等のリスクを考慮した優先順位を設定し、早期に健全性を把握する。

重大事故とは人命に関わる事故を指す。

²重大事故について

(イ)点検・診断結果を蓄積・活用できる仕組みを構築する。

点検・診断の結果等の情報を適切に管理・分析・活用できる仕組みを 構築し(データベースシステム構築による一元管理等) 維持管理・更新 等に係る取り組みの高度化を図る。

(ウ)持続可能な点検体系を構築する。

点検データを蓄積・分析して、点検基準(点検方法、頻度等)の見直 しを図るなど、施設特性やリスクを考慮した合理的な点検方法を検討し、 持続可能な点検体系を構築する。

イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

(ア)施設特性に応じた管理水準を設定する。

施設の役割、利用状況、重要度等の施設特性に応じて、大規模改修の 実施や予防保全を導入する施設を選別するなど、施設特性に応じた管理 水準を設定し、計画的な維持管理を実施するとともに、維持管理費の削 減等によりトータルコストの縮減を図る。

(イ)実現性のある個別施設計画を策定する。

各施設の計画を横並びに比較できるように、計画策定の考え方を統一するなど、財政負担の平準化、施設間の優先順位付けを行えるよう、実現性のある個別施設計画を策定する。

(ウ)維持管理・修繕・更新履歴を蓄積・活用する仕組みを構築する。

維持管理・修繕・更新等の履歴などの情報を適切に管理・分析・活用できる仕組みを構築し(データベースシステム構築による一元管理等) 維持管理・更新等に係る取り組みの高度化を図る。

(工)施設を更新する際は付加価値をつけることを検討する。

県域のポテンシャルを高める機会を見据え、施設を更新する際には付

加価値をつけることに努める。【公共建築物】

なお、公共施設等を更新、修繕する際には、「山梨県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針(平成23年3月)」に基づき、木造化・木質化や木質バイオマス燃料の利活用に努めることとする。

(オ)更新等における省エネルギー化を推進する。

施設の更新等においては、「県有施設グリーン化・スマート化ガイドライン」(平成26年3月)に基づき、省エネルギー効果の高い設備の導入や断熱性能の強化、クリーンエネルギーの活用等によりエネルギー消費量の削減を図るとともに、エネルギーマネジメントシステムの導入等により効率的利用を図り、エネルギー使用量を削減するなど、施設全体の省エネルギー化を図る。

(カ)指定管理者制度導入施設における指定管理者が行う長寿命化に影響する日常的なメンテナンスについて、施設所管課は着実な実施が図られるよう指導する。

ウ 安全確保の実施方針

(ア)早期に点検未実施の施設の健全性を把握する【再掲】。

安全確保の観点から、点検・診断が未実施の施設は、必要に応じ第三者被害等のリスクを考慮した優先順位を設定し、早期に健全性を把握する。

(イ)点検等により高度の危険性が認められた場合の対応ルールを確立し実 践する。

点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、緊急対応(通行規制、応急措置等)を実施するなど、安全確保に向けた対応ルールを確立し、実践する。

(ウ)供用を廃止した施設について速やかに撤去の必要性を検討する。

供用を廃止し、今後も利用見込みのない施設については、防犯・防災・ 事故防止の観点から速やかに撤去の必要性を検討し、必要性が認められ た場合は、撤去を実施する。

エ 耐震化の実施方針

(ア)老朽化対策との同時施工など効率的・効果的な対策を推進する。【公共 土木施設】

修繕等の機会を捉え、併せて防災・耐震性能や事故に対する安全性についても向上を図るなど、効率的・効果的な対策を推進する。

(イ)災害時拠点施設としての機能確保を含めた対策を推進する。【公共建築物】

災害時拠点施設としての非常電源、水等のライフライン機能の有無や窓ガラスの飛散防止対策の有無について把握し、総合的に対策の必要性を検討する。また、大規模改修・更新時には、防災・減災に資するような工夫をするなど有事に活用される対策を考慮する。

平成19年7月に「山梨県耐震改修促進計画」を策定しており、計画の対象となる「多数の者が利用する特定建築物等」のうち、県庁舎、県立学校等の県有施設については、平成27年度までに耐震化を完了させる予定である。

オ 長寿命化の実施方針

(ア)予防保全型維持管理 3を導入する。

重要度が高く、劣化進行を予測でき、コスト縮減が期待される施設に

³予防保全型維持管理について

損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。

ついては予防保全型維持管理の導入を検討する。

(イ)長寿命化を図る施設を絞り込み、大規模改修等を実施する。【公共建築物】

全庁的な観点から長寿命化を図る施設を絞り込み、施設特性に応じた 目標使用年数を定めて適切な時期に大規模改修等を実施する。なお、長 寿命化を図った施設は、少なくとも目標使用年数の間、使用することを 原則とする。

カ 統合や廃止の推進方針

- (ア)外部評価により客観性・透明性のある評価を実施する。【公共建築物】 公共建築物の県民利用施設のうち、指定管理者制度導入施設及び一部 直営施設については、行政評価アドバイザーによる外部評価を実施する とともに、統合や廃止など抜本的な見直しが必要と評価された施設につ いては、着実に統廃合等を推進する。
- (イ)改修・更新等のタイミングで施設の必要性を検討する。

老朽化などに伴い改修・更新等を検討する際は、行政が提供すべきサービス・機能の検証を行い、その結果に基づき必要に応じて廃止、転用、集約化、複合化、市町村への移譲等を検討する。また、廃止する施設については、撤去の必要性を検討し、必要性が認められた場合には、撤去を実施する。

(ウ)施設類型ごとの統廃合の具体的な方針については、各個別施設計画に おいて定める。【公共建築物】

キ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

(ア)全庁横断的な体制を検討する。

「第3章 1 (1)推進体制の整備」を参照

(イ)施設管理者の技術力向上を図る。

点検などを行うためのマニュアル等を整備(ルールの統一化)するとともに、各施設の管理者に対して定期的な技術研修、技術職員による巡回指導等、施設管理者の技術力の向上を図る。

(ウ)民間の技術やノウハウ、資金等の活用を推進する。

民間の技術やノウハウ、資金等を活用することにより、公共施設等の維持管理・更新等の効率化、行政サービスの質的向上及び財政負担の軽減が図られる場合は、PPP/PFIの積極的な活用を検討する。

5 フォローアップ実施方針

公共施設等総合管理計画の内容を今後継続的により良く、かつ精度の高い ものにしていくためには、計画策定後のPDCAサイクル等に基づく計画の フォローアップが必要となる。

フォローアップは、フォローアップする事項やその実施体制を予め明確に しておくことが重要となるため、フォローアップ事項を設定するとともに、 実施体制について整理する。

なお、今後の社会経済情勢の変化、本県の財政状況等を踏まえ、必要な場合は計画期間内であってもフォローアップ事項の見直しを行うとともに、本計画の取組状況等を県ホームページに掲載する。

(1)フォローアップ事項

フォローアップは、「第3章 4 管理に関する基本的な考え方」の「3 つの基本的な方針」、「計画目標」及び「実施方針等」に基づく達成状況を計測し、公共施設等総合管理計画の改善につなげていくために実施する。このため、フォローアップ事項は、基本的な方針や実施方針等から抽出する。

<フォローアップ事項の抽出>

- ア 点検・診断等
 - ・点検マニュアルの策定状況、点検実施状況
- イ 維持管理・修繕・更新等
 - ・個別施設計画の策定状況、進捗状況
 - ・更新・維持費等の実績
- ウ 安全確保
 - ・点検マニュアルの策定状況、点検実施状況
- 工 耐震化
 - ・耐震改修等の状況
- 才 長寿命化
 - ・個別施設計画の策定状況、進捗状況

- ・更新・維持費等の実績
- カ 統合や廃止
 - ・公共建築物の総量
 - ・修繕、更新時の施設の必要性の検討
- キ 体制
 - ・研修等の実施状況
 - ・官民連携の導入状況

(2)実施体制

全庁横断的なマネジメント体制によるフォローアップまでの流れは下図 のとおりである。毎年、全庁横断的な体制において前頁で示したフォロー アップ事項について、所管課の進行管理を行い、必要な場合には公共施設 等総合管理計画や個別施設計画の見直しを行う。

施設所管課 全庁横断的なマネジメント体制 提示 方針や共通ルール 必要に応じ点検マ ニュアル等の作成 個別施設計画(長寿 報告 全施設を考慮した事業 命化計画)の策定 調整 調整結果 所管課の進行管理 計画に基づく管理 (フォローアップ) を実施 報告 情報の一元化 情報の取得・蓄積と (情報の蓄積・管理) 各種分析・見直し

フォローアップまでの流れ

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

に公共建築物、公共土木施設ごとに共通する方針を、また、 以降に施設 類型ごとの重点的に取り組む方針及び施設特性を踏まえた方針を示す。

施設数等のデータは平成26年3月31日現在

共通方針

1 公共建築物

ア 点検・診断等

- ・法定点検は従来どおり確実に実施しつつ、法定点検の対象から外れている施設についても合理的な点検ルールを確立し実践する。
- ・個別施設計画の策定等に活用するために点検・診断の結果をデータベースに蓄積する。

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・施設特性に応じた管理水準を設定するとともに、実現性ある個別施設 計画を策定し、トータルコストの縮減や財政負担の平準化を図る。
- ・施設を更新する際は付加価値をつけることに努める。
- ・更新等における省エネルギー化を推進する。
- ・指定管理者制度導入施設における指定管理者が行う長寿命化に影響する日常的なメンテナンスについて、施設所管課は着実な実施が図られるよう指導する。

ウ 安全確保

- ・点検等により高度の危険性が認められた場合の緊急対応ルールを確立 し実践する。
- ・供用を廃止した施設について速やかに撤去の必要性を検討する。

工 耐震化

・災害時拠点施設としての機能確保を含めた対策を推進する。

オ 長寿命化

- ・重要度が高く、劣化進行を予測でき、コスト縮減が期待される施設に ついては、予防保全型維持管理の導入を検討する。
- ・長寿命化を図る施設を絞り込み、施設特性に応じた目標使用年数を定めて適切な時期に大規模改修等を実施する。なお、長寿命化を図った

施設は、少なくとも目標使用年数の間、使用することを原則とする。

カ 統合や廃止

・改修・更新等のタイミングで、行政が提供すべきサービス・機能の検証を行い、その結果に基づき必要に応じて廃止、転用、集約化、市町村への移譲等を検討する。

2 公共土木施設

ア 点検・診断等

- ・施設特性、リスクを考慮した合理的な点検方法を構築する。
- ・個別施設計画の策定等に活用するために点検・診断の結果をデータベースに蓄積する。

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・施設特性に応じた管理水準を設定するとともに、実現性ある個別施設 計画を策定し、トータルコストの縮減や財政負担の平準化を図る。
- ・(個別施策計画策定済みの施設) 策定済みの個別施設計画に基づいて、確実に修繕等を実施する。

ウ 安全確保

・点検等により高度の危険性が認められた場合の緊急対応ルールを確立 し実践する。

工 耐震化

・老朽化対策との同時施工など効率的・効果的な対策を推進する。なお、 基準不適格の施設については、第三者被害等のリスクを考慮し、峻別 して対応する。

オ 長寿命化

・重要度が高く、劣化進行を予測でき、コスト縮減が期待される施設に ついては、予防保全型維持管理の導入を検討する。

力 統合や廃止

_

個別施設計画(長寿命化計画)の策定について

本計画における実施方針等を踏まえ、施設類型ごとに予防保全型維持管理の考え方を前提とした実現性のある個別施設計画を策定するものとする。 ただし、本計画所管課と協議の上、次の取り扱いも可能とする。

- 1 施設類型内に施設所管部局が複数ある場合、施設特性等の理由から部 局単位で個別施設計画を策定すること
- 2 各部局が所管する施設数や規模等により、複数の個別施設計画をまと めて一つの個別施設計画として策定すること
- 3 計画対象除外施設

府省の計画対象除外施設の考え方を踏まえた、次の から までの施設については、個別施設計画(長寿命化計画)の対象から除くことができるものとする。

主たる構成部が精密機械・消耗部材である施設(システム関連施設等)

施設規模が小さく、予防保全型維持管理によるトータルコストの縮減効果が限定的であり、経済性・効率性に鑑みて、事後保全により対応する方が効果的な施設

廃止が予定されている施設

経年的な損傷以外の損傷によって健全性が左右される施設

・ 劣化や疲労等の経年的な損傷に比して、降雨・地震等の災害や人 的な事故等の短期間で発生する事象に起因する損傷によってその健 全性が左右される施設については、巡視や被災後の点検等により状 態を把握し、適切に機能回復を図ることを基本として管理する。

なお、既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該 計画をもって、個別施設計画に代えることができるものとする。

公共建築物

1 県民利用施設

(1) 文化・社会教育系施設

文化施設

施設概要

文化施設として1施設、4棟、延床面積2.0万㎡を所有 県民文化ホール

現状・課題

すべての建築物が築後 30 年以上を経過している。 指定管理者制度を導入している。

管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)

社会教育施設

施設概要

社会教育施設として 13 施設、73 棟、延床面積 7.0 万㎡を所有

リニア見学センター、図書館、文学館、美術館、考古博物館、博物館、科学館、 山梨ことぶき勧学院、八ヶ岳少年自然の家、愛宕山少年自然の家、なかとみ青少年自然の里、ゆずりはら青少年自然の里、埋蔵文化財センター峡北収蔵庫遺跡まなび館

現状・課題

約4割の建築物が築後30年以上を経過しており、10年後にはその比率が約6割にまで増加するなど、老朽化が進んでいる。

今後(50 年間)の更新費等の見込額が比較的大きいため、コストの縮減や財政負担の平準化への取り組みが重要となる(約430億円)。

9 施設で指定管理者制度を導入している(リニア見学センター、図書館、文学館、美術館、科学館、八ヶ岳少年自然の家、愛宕山少年自然の家、なかとみ青少年自然の里、ゆずりはら青少年自然の里)。

なかとみ青少年自然の里は、平成28年3月に廃止予定となっている。

管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)

カ 統合や廃止

・ なかとみ青少年自然の里については、平成28年3月に廃止となっているため、廃止後の施設の方向性について、移譲、撤去等を含め検討する。

(2)スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設

施設概要

スポーツ施設として 5 施設、36 棟、延床面積 0.9 万㎡を所有 射撃場、八ヶ岳スケートセンター、本栖湖青少年スポーツセンター、飯田野球 場

現状・課題

約9割の建築物が築後30年以上を経過し、このうち、約4割が築後40年を 以上経過しており、老朽化が進んでいる。

本栖湖青少年スポーツセンターは休止施設となっている。

3 施設で指定管理者制度を導入している(八代射撃場、八ヶ岳スケートセンター、飯田野球場)。

管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)

カ 統合や廃止

- ・ 本栖湖青少年スポーツセンターについては、平成28年4月に富士河口湖町 に移譲予定である。
- ・ 八ヶ岳スケートセンターについては、目標利用者数の達成状況等を踏まえ、 将来のあり方について検討する。

レクリエーション施設

施設概要

レクリエーション施設として 1 施設、9 棟、延床面積 0.8 万㎡を所有青少年センター

現状・課題

約6割の建築物が築後40年以上を経過している。また、10年後にはすべての 建築物が築後30年以上を経過するなど、老朽化が進んでいる。

指定管理者制度を導入している。

利用率が低い。

(過去3年間(平成23年度~25年度)、稼働率が5割を下回っている。)

管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)

カ 統合や廃止

・ 行政として提供すべきサービス・機能について、施設の役割、県民の福祉、 利用率等を勘案しながら検証を行い、将来のあり方について検討する。

(3)産業振興系施設

産業振興施設

施設概要

産業振興施設として1施設、8棟、延床面積1.0万㎡を所有 アイメッセ山梨

現状・課題

築後20年以上を経過している。

指定管理者制度を導入している。

過去3年間(平成23年度~25年度)の利用率(全面利用換算)は、5割を下回っているが、上昇傾向にある。

全面利用換算:全営業日で、ホール全面を利用した場合を 100%とし、一部利用 の場合は、利用割合に応じて利用率を減算するもので、稼働日をベースとした稼働率とは異なる。

リニア中央新幹線の開通に備え、リニア新駅周辺施設となるため、利活用方法 等を検討する。

管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)

イ 維持管理・修繕・更新

・ 地域防災計画上、災害発生時には物資の集積・運搬に係る唯一の物流拠点として利用されることとなっている。また、リニア新駅周辺施設であり、県内唯一の大規模産業展示施設としてリニア中央新幹線供用開始時には、利用の増加が見込まれる。このため、将来を見据えた個別施設計画を策定し、計画的な施設管理を行う必要がある。

カ 統合や廃止

・ リニア新駅周辺施設として、最大限の活用が図られるよう、多機能化など利用率の向上に努めることとする一方で、利用率を勘案しながら、行政として提供すべきサービス・機能の検証を行い、将来のあり方について検討する。

職業能力開発施設

施設概要

職業能力開発施設として 7 施設、55 棟、延床面積 2.1 万㎡を所有 中小企業人材開発センター、就業支援センター、峡南高等技術専門校、産業技 術短期大学校(塩山キャンパスの 3 施設、都留キャンパス)

現状・課題

約4割の建築物が築後40年以上を経過している。また、10年後には約6割の 建築物が築後30年以上を経過するなど、老朽化が進んでいる。

第9次山梨県職業能力開発計画(平成23年度~平成27年度)の方針に沿って、 施設整備や訓練内容の見直しなど、職業能力開発施設の再編整備を進めている。

1 施設で指定管理者制度を導入している(中小企業人材開発センター)。 利用率が低い施設がある(中小企業人材開発センター)。

(過去3年間(平成23年度~25年度)、稼働率が5割を下回っている。)

管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)

カ 統合や廃止

・ 利用率が低い施設については、行政として提供すべきサービス・機能や立地 等を利用率も勘案しながら検証を行い、将来のあり方について検討する。

観光施設

施設概要

観光施設として 20 施設、52 棟、延床面積 1.1 万㎡を所有 (観光部)富士川観光センター、広河原休憩舎、富士山救護所、富士ビジターセンター、東海自然歩道、北岳公衆トイレ、三ツ峠登山口トイレ、東海自然歩道佐野トイレ、富士北麓駐車場、北岳山荘、富士山安全指導センター 等 (農政部)フラワーセンター、まきば公園、富士湧水の里水族館

現状・課題

約2割の建築物が築後30年以上を経過している。

6 施設で指定管理者制度を導入している(富士川観光センター、富士ビジター センター、富士北麓駐車場、フラワーセンター、まきば公園、富士湧水の里水族 館)。

富士山関連施設については、富士山の噴火に備えた防災対策を推進する必要がある。

管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)

(4)学校教育系施設

高等学校

施設概要

高等学校として 30 施設、896 棟、延床面積 47.5 万㎡を所有

現状・課題

約5割の建築物が築後30年以上を経過し、このうち、約2割の建築物が築後40年以上を経過している。また、10年後には築後30年以上経過の比率が約8割に増加するなど、老朽化が進んでいる。

今後(50 年間)の更新費等の見込額が最も大きいため、コストの縮減や財政負担の平準化への取り組みが重要となる(約2,360 億円、全体の約3割)。

施設の経年劣化が進行しており、様々な不具合が生じているが、限られた予算の中で対症療法的な修繕を行っており、計画的な対応がなされていない。

今後、年少人口の減少が予想される中、社会ニーズの変化に対応した施設規模 に見直しを図っていく必要がある。

管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)

ア 点検・診断等

・ 管理者(各学校)の日常点検について、適切に実施できるような方策を検討 する。

イ 維持管理・修繕・更新等

・ 文部科学省の「学校施設の長寿命化改修の手引」などを参考に、個別施設計 画を策定する。

工 耐震化

・ 非常電源、水等のライフライン機能の有無や、窓ガラスの飛散防止対策の必要性の有無について把握し、総合的な耐震対策を検討する。

オ 長寿命化

・ 文部科学省の「学校施設の長寿命化改修の手引」などを参考に、個別施設計画を策定する。

力 統合や廃止

・ 地域ごとの対象年齢人口の将来推計及び「県立高等学校整備基本構想」を踏まえて、高校の地理的状況、交通事情、生徒の通学状況等に配慮しつつ集約化等の再編整備を引き続き検討する。

特別支援学校

施設概要

特別支援学校として 11 施設、179 棟、延床面積 7.7 万㎡を所有

現状・課題

約6割の建築物が築後30年以上を経過しており、10年後にはその比率が約7割にまで増加するなど、老朽化が進んでいる。

今後(50年間)の更新費等の見込額が比較的大きいため、コストの縮減や財政負担の平準化への取り組みが重要となる(約330億円)。

管理に関する基本的な方針 (共通方針以外の方針)

ア 点検・診断等

・ 管理者(各学校)の日常点検について、適切に実施できるような方策を検討する。

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・ 文部科学省の「学校施設の長寿命化改修の手引」などを参考に、個別施設計 画を策定する。
- ・ 「特別支援教育推進プラン」に基づき検討を行う。

工 耐震化

・ 非常電源、水等のライフライン機能の有無や、窓ガラスの飛散防止対策の必要性の有無について把握し、総合的な耐震対策を検討する。

オ 長寿命化

- ・ 文部科学省の「学校施設の長寿命化改修の手引」などを参考に、個別施設計 画を策定する。
- 「特別支援教育推進プラン」に基づき検討を行う。

その他の学校

施設概要

その他の学校として 2 施設、32 棟、延床面積 1.2 万㎡を所有 宝石美術専門学校、農業大学校

現状・課題

農業大学校の約7割の建築物が築後30年以上を経過し、このうち、約5割が 築後40年以上を経過しており、老朽化が進んでいる。

管理に関する基本的な方針 (共通方針以外の方針)

その他教育施設

施設概要

その他教育施設として 2 施設、12 棟、延床面積 0.8 万㎡を所有 総合教育センター、韮崎こすもす教室

現状・課題

約8割の建築物が築後40年以上を経過している。また、10年後には築後30年以上経過の比率が約9割になるなど、老朽化が進んでいる。

管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)

(5)保健福祉系施設

高齡者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設

施設概要

高齢者福祉施設

- 1施設、4棟、延床面積 0.2 万㎡を所有
- ・ 青い鳥老人ホーム

障害者福祉施設

- 9施設、76棟、延床面積3.9万㎡を所有
- ・ 青い鳥成人寮、あゆみの家、梨の実寮、あさひワークホーム、あけぼの医療 福祉センター、あけぼの医療福祉センター成人寮、育精福祉センター、育精福 祉センター成人寮、富士ふれあいセンター

児童福祉施設

- 1施設、9棟、延床面積 0.3万㎡を所有
- 甲陽学園

現状・課題

約4割の建築物が築後30年以上を経過しており、10年後にはその比率が約5割にまで増加するなど、老朽化が進んでいる。

障害者支援施設は、入所者の障害特性に応じ、適切な配置・構造を備える必要がある。梨の実寮(築後36年)及びあさひワークホーム(築後32年)は、老朽化が進むとともに、入所者の高齢化・重度化等に対応するバリアフリー化や居室の個室化が課題となっている。

また、育精福祉センター及び育精福祉センター成人寮は、築後 15 年の経過であるが、入所者の年齢構成や性別、障害特性等に対応した受入れが課題となっている。

7施設で指定管理者制度を導入している(青い鳥老人ホーム、青い鳥成人寮、 あゆみの家、梨の実寮、あさひワークホーム、あけぼの医療福祉センター成人寮、 育精福祉センター成人寮)。

管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)

オ 長寿命化

・ 厚生労働省の「インフラ長寿命化計画」などを参考に個別施設計画を策定する。

カ 統合や廃止

・ 青い鳥老人ホーム、青い鳥成人寮、あゆみの家、梨の実寮、あさひワークホーム、あけぼの医療福祉センター成人寮、育精福祉センター、育精福祉センター成人寮は、民営化など施設運営の方向性を検討する。

(6)公営住宅等

公営住宅等

施設概要

公営住宅等として 91 団地、792 棟 (7,731 戸)、延床面積 50.8 万㎡を所有 公営住宅、特定公共賃貸住宅、準特定優良賃貸住宅

現状・課題

約5割の建築物が築後30年以上を経過しており、10年後にはその比率が約8割にまで増加するなど、老朽化が進んでいる。

今後(50 年間)の更新費等の見込額が大きいため、コストの縮減や財政負担の平準化への取り組みが重要となる(約 900 億円、全体の約1割)。

特定公共賃貸住宅、準特定優良賃貸住宅に指定管理者制度を導入し、公営住宅 に管理代行制度を導入している。

「山梨県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、定期点検の結果を勘案しながら、 定期的な修繕により建物を長寿命化して使用することとしているが、今後はこれ に加え、更新時期を経過した大量の住宅ストックに対しての建替えや大規模改善 等の再整備が必要となることから、それに係る費用の増大が懸念される。

今後、人口、世帯数共に減少が予測されていることから、供給規模の見直しを 随時行うなど、社会ニーズに応じた適切かつ柔軟な対応をしていく必要がある。

個別施設計画(長寿命化計画)の策定状況

「公営住宅等長寿命化計画」(計画期間平成 21 年度~平成 32 年度)を平成 23 年 3 月に策定している。

管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)

ア 点検・診断等

・ 法定点検は従来どおり確実に実施するとともに、法定点検の対象から外れている施設については、状況に応じた適切な修繕等の対応を随時行うことにより合理的に維持、保全を図る。

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・ 「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、定期点検の結果を勘案しながら、引き続き定期的な修繕による長寿命化を推進する。
- ・ 今後、更に更新・改修に係るコスト縮減に向けた手法を検討する。

ウ 安全確保

・ 緊急時の対応については、県と管理代行・指定管理者の連絡を、迅速かつ的 確に行うこととしており、引き続き入居者の安全確保を図る。

オ長寿命化

・ 良好な居住環境での住宅供給を図るため「山梨県公営住宅等長寿命化計画」 に基づき、既存ストックの有効活用も含めた適切な事業執行に努める。

カ 統合や廃止

- ・ 将来の世帯数の減少を踏まえた住宅ストックの縮小も視野に入れて検討する。
- ・ また、昭和 30~40 年代建築の団地のうち、敷地狭小等の条件が悪いものに ついては、入居者がいなくなり次第、用途廃止とする。

(7)その他県民利用施設

その他県民利用施設

施設概要

その他県民利用施設として8施設、40棟、延床面積1.5万㎡を所有 男女共同参画推進センター(ぴゅあ総合・ぴゅあ富士・ぴゅあ峡南)、消防学 校、防災安全センター、愛宕山こどもの国、八ヶ岳自然ふれあいセンター、国際 交流センター

現状・課題

約7割の建築物が築後30年以上を経過しており、10年後にはその比率が約8割にまで増加するなど、老朽化が進んでいる。

消防学校については、平成 26 年度に建物を新築し、旧本館等は平成 27 年度中 に撤去する。

消防学校を除く7施設で指定管理者制度を導入している。

管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)

2 行政施設

(1)行政系施設

庁舎等

施設概要

庁舎等として 33 施設、132 棟、延床面積 12.6 万㎡を所有

県庁舎、議事堂、県民会館、北巨摩合同庁舎、東山梨合同庁舎、西八代合同庁舎、南巨摩合同庁舎、南都留合同庁舎、東八代合同庁舎、職員研修所、中北保健福祉事務所、富士吉田合同庁舎、身延合同庁舎、県民生活センター、福祉プラザ等

現状・課題

合同庁舎・単独事務所については、約6割が築後30年以上を経過し、このうち、約4割が築後40年以上を経過しており、老朽化が進んでいる。

県庁舎のうち、別館は平成26年度に改修を行い、防災新館は平成25年度に新築されたばかりである。また、県庁舎西別館及び県民会館については、平成27度中に撤去するなど計画的に整備を行っている。

合同庁舎・単独事務所については、今後(50年間)の更新費等の見込額が比較的大きいため、コストの縮減や財政負担の平準化への取り組みが重要となる(約400億円)。

法定点検に合わせて、「建築物点検票」及び「施設点検票」により目視等で点 検を実施しているが、専門知識がないため施設の実態を十分に把握できていな い。

管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)

検査研究施設

施設概要

検査研究施設として 38 施設、343 棟、延床面積 8.9 万㎡を所有 衛生環境施設

- · 衛生環境研究所、食肉衛生検査所、観測井、地下水位観測所 林業施設
- 森林総合研究所、富士吉田試験園、八ヶ岳特用薬用植物園、南部林木育種園 切久保採種園、南部林木育種園八木沢採種園 商工業施設
- ・ 工業技術センター、ワインセンター、富士工業技術センター 農水産業施設
- ・ 東部家畜保健衛生所、水産技術センター、果樹試験場、畜産試験場、酪農試験場、総合農業技術センター、八ヶ岳牧場等 その他施設
- ・富士山科学研究所

現状・課題

約5割の建築物が築後30年以上を経過し、このうち、約2割が築後40年以上を経過している。また、10年後には築後30年以上経過の比率が約6割にまで増加するなど、老朽化が進んでいる。

今後(50 年間)の更新費等の見込額が比較的大きいため、コストの縮減や財政負担の平準化への取り組みが重要となる(約580億円)。また、建築物の多い農水産業施設の見込額が検査研究施設の約6割を占めている(約340億円)。

管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)

防災施設

施設概要

防災施設として 15 施設、16 棟、延床面積 0.1 万㎡を所有

水防倉庫(韮崎、石和、都留、大月)、防災行政無線(身延山中継局、三ツ峠中継局、南都留地方局、北都留地方局、鶴峠中継局)、林野火災資材倉庫、防災備蓄倉庫(北巨摩合同庁舎、東山梨合同庁舎、南巨摩合同庁舎、南都留合同庁舎)、広域医療搬送拠点臨時医療施設

現状・課題

約6割の建築物が築後30年以上を経過している。

管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)

イ 維持管理・修繕・更新等

・ 防災施設については、規模が小さな建築物が多いため、「 庁舎等」の個別 施設計画に含めて管理することを検討する。

(2)警察施設

警察施設

施設概要

警察施設として 253 施設、773 棟、延床面積 10.6 万㎡を所有 警察署庁舎・分庁舎(29 施設)、交番(19 施設)、駐在所(127 施設)、待 機宿舎等(78 施設)

現状・課題

約4割の建築物が築後30年以上を経過しており、10年後にはその比率が約6割にまで増加する。特に、警察署庁舎・分庁舎は、約5割が築後30年以上を経過し、10年後には約7割にまで増加し、待機宿舎等は、約6割が築後30年以上を経過し、10年後には約8割にまで増加するなど、老朽化が進んでいる。

警察施設は施設数が最も多く全体の約35%を占め、今後(50年間)の更新費等の見込額についても、全体の約1割近くを占めるため、コストの縮減や財政負担の平準化への取り組みが重要となる(約680億円)。

経過年数等を考慮した建替計画を作成しているが、施設数が多い駐在所等で、 建替時期を迎えても同時期に相当数の施設が対象になるため、限られた予算の中 での対応が困難な状況である。

管理に関する基本的な方針 (共通方針以外の方針)

カ 統合や廃止

・ 社会情勢を踏まえて、所管している面積、人口、犯罪等の発生状況などを勘 案して再配置を検討する。なお、防犯や災害発生時等における危機管理上の重 要拠点施設であるため、施設機能を十分に確保できるよう計画的に対策を講じ る。

3 その他の施設

(1)その他の施設

職員宿舎、その他の施設

施設概要

その他施設として 42 施設、194 棟、延床面積 5.1 万㎡を所有 職員宿舎

- 15施設、65棟、延床面積2.1万㎡を所有
- ・ 東京事務所職員合同宿舎、東京事務所職員宿舎、音羽職員宿舎、富士吉田職 員宿舎、職員宿舎メイプル飯田、宮前職員宿舎、育精福祉センター職員宿舎、 あけぼの医療福祉センター職員宿舎、県職員旭宿舎、教職員住宅(6施設) その他の施設
- · 27 施設、129 棟、延床面積 3.0 万㎡を所有
- ・ 旧宝合同庁舎、旧中央児童相談所職員宿舎、旧工業技術センター、旧峡北高校、旧小笠原保健所、旧広瀬・琴川ダム事務所、小淵沢緑化園、大泉緑化園、 日野春緑化園、緑化センター、旧知事及び部長宿舎、郡内地域産業振興センター等

現状・課題

職員宿舎について、約5割の建築物が築後30年以上を経過しており、10年後にはその比率が約7割にまで増加する。また、その他施設については、約9割の公共建築物が築後30年以上を経過しており、10年後にはほぼすべての建築物が築後30年以上を経過するなど、両施設類型とも老朽化が進んでいる。

職員宿舎のうち県職員宿舎については、老朽化が進行していた昭和に建築された宿舎を「県職員宿舎の廃止・縮小計画」に基づき、平成25年度までにすべて廃止済みである。教職員住宅については、「教職員住宅の今後の在り方に関する基本方針」に基づき、平成29年度までに昭和に建設された2住宅を廃止することとしている。

また、育精福祉センター職員宿舎及びあけぼの医療福祉センター職員宿舎は、 平成 27 年度に廃止することとしている。

今後の人口動向を受けて見込まれる職員数の減少に対応した施設規模に見直しを図っていく必要がある。

その他施設には未利用となっている用途廃止(普通財産)した施設が多く存在 している。

イ 維持管理・修繕・更新等

・ 策定済みの「宿舎改修計画」等を踏まえつつ、施設の状況に合わせた改修を実施する。

ウ 安全確保

・ 行政財産を用途廃止(普通財産)した未利用の施設は取り壊す。

カ 統合や廃止

・ 職員宿舎は、災害時の待機宿舎という機能を残しつつ、引き続き縮小の方向で検討する。

4 インフラ系施設

(1)公共系施設

河川、ダム、砂防、下水道

施設概要

87施設、270棟、延床面積 7.4万㎡を所有

河川 総合河川情報システム(治水課分)に係る建築物

ダム 76 施設

・ 広瀬ダム管理事務所、琴川ダム管理事務所、荒川ダム管理事務所、大門ダム 管理事務所、塩川ダム管理事務所、深城ダム管理事務所、水位局等

砂防 総合河川情報システム(砂防課分)、富士山火山監視システムに係る 建築物

下水道 8 施設

・ 富士北麓浄化センター、峡東浄化センター、釜無川浄化センター、桂川清流 センター、4 流域下水道関連ポンプ場

現状・課題

ダムにおける建築物については、約4割が築後30年以上を経過しており、10年後にはその比率が約6割に増加するなど、老朽化が進んでいる。

下水道における建築物については、約1割が築後30年以上を経過しており、 10年後にはその比率が約5割に増加するなど、老朽化が進んでいる。

公共土木施設の個別施設計画(長寿命化計画)の内容に合わせ、建築物の長寿 命化計画の内容を検討する必要がある。

管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)

共通方針のとおり

なお、公園の公共建築物(25 施設、162 棟、8.7万㎡)については、「公共土木施設 1 公共系施設(6)公園」に、治山の公共建築物(3 施設、4 棟)については、「公共土木施設 1 公共系施設(8)治山」に、恩賜県有財産施設の公共建築物(11 施設、36 棟、0.7万㎡)については、「公共土木施設 2 恩賜県有財産施設」に、また、企業会計施設の公共建築物(24 施設、76 棟、2.1万㎡)については、「公共土木施設 3 企業会計施設」に含む。

公共土木施設

1 公共系施設

(1)道路

施設概要

道路は、179 路線、延長 1,843km、橋梁 1,798 橋、トンネル 130 箇所を管理 その他、道路附属物(門型柱の道路標識・道路情報板)、横断歩道橋、シェッド、大型カルバートなどを管理

規模が大きい構造物は、橋梁での最長が信玄橋 (516m)、トンネルでの最長が雁坂トンネル (6.625m)

個別施設計画(長寿命化計画)の策定状況

「橋梁長寿命化実施計画」(計画期間 10 年間)を平成 22 年 3 月に策定済みで、 平成 27 年度に中期見直しを行う。トンネルについては、平成 26 年度に維持管理 計画を策定し、道路附属物、シェッド・大型カルバートについては平成 27 年度 中に維持管理計画を策定する。

現状・課題

建設後 50 年以上経過の施設は、橋梁では現在の 17.9%が 20 年後に 58.9%、トンネルでは現在の 19.2%が 20 年後に 49.2%と、今後急激に老朽化が進むことが見込まれている。

施設点検及び計画策定について、実施済み又は今後の予定が定まっていることから、これらを確実に推進する必要がある。

各施設の長寿命化計画を統合すると、必要費用が予算を超過することが懸念され、優先順位付けが必要になる。

道路は公共土木施設全体に占める費用割合(約5割)が大きいことから、コストの縮減や財政負担の平準化への取り組みが、特に重要である。

ア 点検・診断等

・ 各施設の長寿命化計画や維持管理計画に基づき、定期的に点検を実施し、国 や県の定める要領により診断を行う。

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・ 各施設の長寿命化計画や維持管理計画に基づき、計画的な修繕・更新工事の実施を行う。
- ・ 当面は、構造物(橋梁、トンネル等)の老朽化対策を先行して実施する。

オ 長寿命化

・同上

カ 統合や廃止

・ 各施設において、更新のタイミングで必要性を検討する。

(2)河川

施設概要

河川は 610 河川、河川管理施設を 15 箇所(樋門・樋管7箇所、水門等3箇所、排水機場2箇所、浄化施設1箇所、堰1箇所、放水路1箇所)を管理 総合河川情報システムを管理

個別施設計画(長寿命化計画)の策定状況

樋門・樋管、水門、排水機場、堰の河川管理施設 13 箇所は個別施設ごとの長寿命化計画を策定済みである。計画に基づく長寿命化により、水門は 32 年から 56年、ポンプは 32 年から 60 年に延命化を図ることとしている。

13 施設のうち、国庫補助対象の10 施設分をまとめて財政負担を平準化した「河川管理施設長寿命化計画」(計画期間40年)を平成26年3月に策定済みである。 浄化施設については、国の通達で計画策定対象とされていることから、今後対応を検討する。

河川堤防及び放水路は、今後、国の動向に応じて対応する予定である。

現状・課題

河川管理施設 13 箇所(樋門・樋管 7 箇所、水門等 3 箇所、排水機場 2 箇所、堰 1 箇所) のうち、設置後 40 年以上を経過している施設は、現状で約 23%であるが、20 年後には約 61%になることから、信頼性の低下と、機能回復に必要な整備・更新費用の増大が懸念される。

定期的に点検を実施している。

国補対象外の樋門、水門等の施設については、個別施設ごとの長寿命化計画の 策定にとどまっていることから、施設の重要度等に応じ優先度を考慮しながら全 体を統合した「河川管理施設長寿命化計画」に組み込むことで、実現性の高い計 画にしていく必要がある。

ア 点検・診断等

- ・ データベースシステムを構築し、台帳、点検結果、補修・整備等の履歴を蓄 積、管理、活用できる仕組みを構築する。
- ・ 堤防の定期点検も今後実施する。

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・ 樋門・樋管等の河川管理施設は長寿命化計画によりコスト縮減と財政負担の平準化を図る。
- ・ 15 の河川管理施設すべての個別の長寿命化計画を統合した「河川管理施設 長寿命化計画」を策定する。
- ・ 他の河川管理施設と同様、河川堤防についても国等の動向を踏まえて今後の 対応を検討する。

オ長寿命化

・同上

(3)ダム

施設概要

ダム(広瀬ダム、荒川ダム、大門ダム、塩川ダム、深城ダム、琴川ダム)を管理

個別施設計画(長寿命化計画)の策定状況

「ダム長寿命化計画」(計画期間 50 年)を平成 26 年 3 月に策定し、今後 50 年間における維持管理を想定している。

現状・課題

広瀬ダムは最も古く、供用開始から 40 年を経過し、荒川ダムは 30 年を経過、 大門ダムは 29 年を経過している。

定期的に点検を実施している。

今後、老朽化が更に進むことになるが、長定命化計画遂行に必要な予算確保が 見通せていないことから、実現性確保に向けた取り組みが必要である。

また、各ダムの長寿命化計画は策定しているが、全ダムの財政負担を平準化した計画は策定していないため、実現性確保に向けた取り組みも必要である。

管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)

ア 点検・診断等

・ ダムごとの点検整備基準に基づいて定期的に点検を実施する。

イ 維持管理・修繕・更新等

・ ダム長寿命化計画に従い、適切な維持・管理、必要な修繕及び改良を実施していく。なお、将来的な予算確保の見通しを踏まえ、必要に応じて実現性を高めるため計画の見直しを行う。

オ 長寿命化

・ ダムがもつ多機能的な機能を保全し、良好な状態で次代につなげていくため、 持続可能な維持管理サイクルを確立し、ダム全体の長寿命化を推進する。

(4)砂防

施設概要

砂防施設(砂防堰堤、床固工)2,056 基を管理 地すべり防止施設33箇所、急傾斜地崩壊防止施設376箇所を管理 土砂災害情報相互通報システム及び富士山火山監視システムを管理

個別施設計画(長寿命化計画)の策定状況

砂防施設(砂防堰堤、床固工)については、平成25年に実施した緊急点検結果より、対策を検討する必要がある施設として抽出された砂防堰堤75基について、「砂防施設の長寿命化計画(案)」(計画期間10年間)を平成27年3月に策定済みである(改築16基、修繕7基、日常点検34基、経過観察18基)。

平成 27 年度に作成する「山梨県砂防施設点検要領」に基づき施設点検を実施し、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設を含めた全砂防関係施設について、予防保全型の維持管理の導入を目指し、長寿命化計画を策定する予定である。

現状・課題

建設後50年以上経過の砂防施設は、現状で15.2%であるが、20年後には57.8%になることから、今後急激に老朽化が進むことが見込まれる。

年2回、土砂災害防止月間(6月)と台風シーズン前(8月)に定期的に点検 を実施している。

国の「砂防関係施設点検要領(案)」に基づき、「山梨県砂防施設点検要領」 及び施設点検台帳を作成する必要がある。

地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設に関するデータを整備する必要がある。

地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の点検未実施の施設について、今 後点検の実施を検討する必要がある。

長寿命化計画を策定予定としている地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止 施設については、計画策定を確実に推進する必要がある。

ア 点検・診断等

- ・ 「山梨県砂防施設点検要領」を作成し点検方針を定め、未点検施設のうち優 先度の高いところから点検を進める。
- ・ 点検履歴を効率的かつ機動的に活用するためのデータベースシステムを構 築する。
- ・ 点検結果等を踏まえて、施設ごとの点検周期について検討を行う。

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・ 点検履歴を効率的に整理・活用することで PDCA サイクルを実現し、施設維持費用の最適化を図る。
- ・ 地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設については、長寿命化計画を策 定する。

ウ 安全確保

・ 点検履歴の整理を的確に行い、修繕のタイミングを逸しないための修繕計画 を立案する。

工 耐震化

・ 国の補助制度を活用した、一部の基準不適格施設の改築計画を立案し、施設 の健全化に向けた整備方針を定める。

オ 長寿命化

・ 砂防施設すべての施設状況を踏まえ、予防保全型(戦略的維持管理)計画を 定めて実施する。

カ 統合や廃止

・ 限界集落に象徴される、非定住化施設の砂防施設のあり方について検討を行う。

(5)下水道

施設概要

4 つの流域下水道事業(富士北麓、峡東、釜無川、桂川)を管理、終末処理場 (下水処理場)4 箇所、ポンプ場16 箇所、管渠39 幹線(222.2km)を管理

個別施設計画(長寿命化計画)の策定状況

富士北麓、峡東、釜無川流域に係る終末処理場(下水処理場)3箇所、ポンプ場9箇所については、長寿命化計画を策定済みである(計画期間は5年間。計画時から5年以内に耐用年数を迎える施設のみを対象)。

平成16年度に供用を開始した桂川流域については平成27年度に策定予定である。

策定した計画に従い維持管理を行っており、予算状況、施設の重要度、劣化度等を考慮し優先度を決めて対応している。

現状・課題

供用開始が最も早い富士北麓流域(昭和61年度)は供用開始から28年が経過している。

定期的に点検を実施している。

機械・電気設備については、建築物や土木構造物に比べ耐用年数が短いため、早期に改修・更新等の経費が必要となる。

管渠施設については、腐食性ガスにより劣化が進行している箇所があり、今後 対策を検討する予定である。

長寿命化計画については、終末処理場、ポンプ場ごとに策定済みあるいは策定 予定としていることから、これらを確実に推進する必要がある。策定時期等は進 捗の状況を考慮し必要に応じて見直しを検討する。

施設管理量が多いため管理負担が大きく、一部に劣化が進行している箇所もあることから、今後も定期的な点検と計画に基づく取り組みを継続していく方法等を検討する必要がある。

公共土木施設全体に占める費用割合(約2割)が大きいため、コストの縮減や 財政負担の平準化への取り組みが重要となる。

ア 点検・診断等

・ 全施設に対して定期的に点検を実施する。

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・ 富士北麓、峡東、釜無川流域については、長寿命化計画に基づいて修繕等を 実施する。
- ・ 桂川流域については、長寿命化計画を策定する。

ウ 安全確保

・ 管渠施設の腐食性ガスにより劣化が進行している箇所について今後対策を検 討する。

工 耐震化

・ 流域単位で策定している耐震化計画に基づいて耐震化を進めていくととも に、次期計画を策定する。

オ 長寿命化

・ 維持管理・修繕・更新等と同様

(6)公園

施設概要

都市公園 15 箇所 (93 棟)、森林公園等 16 箇所 (69 棟)を管理 都市公園 (県土整備部所管)

・ 芸術の森、舞鶴城、中央、釜無川スポーツ、曽根丘陵、小瀬スポーツ、富士 北麓、緑が丘スポーツ(一部)、御勅使南、富士川クラフトパーク、笛吹川フ ルーツ、桂川ウェルネスパーク、丸の内、愛宕山広域、御勅使

舞鶴城公園施設のうち甲府城跡鉄門については教育委員会が所管

森林公園等(森林環境部所管)

・ 金川の森、県民の森、武田の杜、森林文化の森(釜無水源の森、八ヶ岳の森、 瑞牆の森、乙女高原の森、稲山ケヤキの森、兜山の森、大菩薩の森、思親山の 森、十谷の森、小金沢シオジの森、本栖の森、河口の森)、全国育樹祭記念広 場

個別施設計画(長寿命化計画)の策定状況

12 公園 (舞鶴城、中央、曽根丘陵、小瀬スポーツ、富士北麓、緑が丘スポーツ (一部)、御勅使南、富士川クラフトパーク、笛吹川フルーツ、桂川ウェルネスパーク、丸ノ内、金川の森)については、「公園施設長寿命化計画」(計画期間 10 年)を平成 27 年 3 月に策定済みである。

現状・課題

建築物については、約4割が築30年以上を経過しており、10年後には約6割に増加するなど、老朽化が進んでいる。

12 施設で指定管理者制度を導入している。(芸術の森、曽根丘陵、小瀬スポーツ、富士北麓、緑が丘スポーツ(一部)、御勅使南、富士川クラフトパーク、笛吹川フルーツ、桂川ウェルネスパーク、県民の森、武田の杜、金川の森)。

公園は、今後の維持費等の見込みが比較的大きいため、コストの縮減や財政負担の平準化への取り組みが重要となる(約720億円)。

ア 点検・診断等

- ・ 都市公園では「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」「遊具の安全に関する基準」に基づいて定期的に点検を実施する。
- ・ 点検履歴を効率的に蓄積・管理するためのデータベースシステムを構築する。

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・ 都市公園は、長寿命化計画に基づき修繕等を実施する。
- ・ 長寿命化計画が未策定の公園については、策定済みの公園と比べ、施設数が 少なく費用負担の軽い小規模な公園が多いため、長寿命化計画策定については 所管する部局ごとに検討する。

オ 長寿命化

・ 維持管理・修繕・更新等と同様

カ 統合や廃止

・ 森林公園の一部については、市に移譲することを検討する。

(7)林道

施設概要

林道は、190 路線、延長 1.093km、橋梁 559 橋、トンネル 47 箇所を管理

個別施設計画(長寿命化計画)の策定状況

「県営林道橋梁・トンネル等保全計画」(計画期間平成 25 年度~30 年度)を 平成 25 年 10 月に策定済みである。

県営林道には、一般車両も利用する「開放路線」と、林業用車両専用の「閉鎖路線」があり、保全計画では「開放路線」に重点を置いて計画を策定している。

現状・課題

建設後 50 年以上経過の施設は、橋梁で現在の 18.0%が 20 年後に 76.4%、トンネルで現在の 54.3%が 20 年後に 69.6%と、今後急激に老朽化が進むことが見込まれている。

県土整備部の点検要領を準用し、定期的に点検を実施している。

橋梁、トンネルは、今後、急激に老朽化が進むとともに、施設の劣化も顕在化しているため、策定済みの計画に基づく長寿命化等を確実に推進する必要がある。また、予算の状況等により計画の見直しを検討する必要がある。

林道は、今後の維持費等の見込みが比較的大きいため、コストの縮減や財政負担の平準化への取り組みが重要となる(約 440 億円)。

管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)

イ 維持管理・修繕・更新等

・ 「県営林道橋梁・トンネル等保全計画」に基づき、平成 30 年度までに老朽 化対策を重点的に実施する。

工 耐震化

・ 「山梨県県営林道橋梁・トンネル等保全計画」に基づき、落橋防止装置の設置等を進める。

(8)治山

施設概要

治山施設(治山ダム、流路工・護岸工)21,103 基、山腹工施設5,497 箇所、 地すべり防止施設25 箇所、作業施設4棟を管理

個別施設計画(長寿命化計画)の策定状況

治山施設・山腹工施設については、点検を実施した施設を対象にした「治山施 設保全計画」(計画期間3年間)を平成25年10月に策定している。

地すべり防止施設については、計画を策定していない。

現状・課題

建設後 50 年以上経過の施設は、治山施設で現在の 21.2%が 20 年後に 55.6%、 山腹工施設で現在の 10.5%が 20 年後に 53.7%と、今後急激に老朽化が進むこと が見込まれている。

治山施設・山腹工施設については、山地災害防止機能が確保された 461 集落に存する 2,342 施設に対して定期的に点検を実施している(その他の施設の点検は平成 28 年度計画策定予定)。

地すべり防止施設についても構造物に対する点検は定期的に実施している(全施設)。

国は原則すべての治山施設、山腹工施設の点検を実施することとしているが、 どこまでを管理していくかを含めて県独自の考え方を整理する必要がある。

地すべり防止施設についても長寿命化計画等を策定する必要がある。

管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)

ア 点検・診断等

- ・ 「山梨県治山施設緊急点検要領」、「地すべり防止施設機能保全の手引き」 に基づいて、定期的に点検を実施する。
- ・ 治山施設、山腹工施設は施設数が多く、どこまでを管理していくかを含めて、 県独自の考え方を整理する。

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・ 治山施設、山腹工施設は「山梨県治山施設保全事業計画」に基づき、維持管 理等を実施する。
- ・ 地すべり防止施設について長寿命化計画を策定する。

オ 長寿命化

・ 維持管理・修繕・更新等と同様

(9)農業関連施設

施設概要

ため池2箇所、地すべり防止施設8箇所を管理

個別施設計画(長寿命化計画)の策定状況

ため池、地すべり防止施設ともに長寿命化計画を策定していない。

現状・課題

ため池の維持管理・修繕は負担金を財源として荒川沿岸用水利用組合で対応している。

ため池、地すべり防止施設ともに定期的に点検を実施している。 地すべり防止施設については長寿命化計画を策定する必要がある。

管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)

ア 点検・診断等

- ・ 農林水産省が定めた点検診断方法に基づき点検・診断を行う。
- イ 維持管理・修繕・更新等
 - ・ 地すべり防止施設については長寿命化計画を策定する。

(10)交通安全施設

施設概要

信号機 1,786 基、大型標識 4,477 基、交通情報板 20 基、車両感知器 1,294 基 を管理

個別施設計画(長寿命化計画)の策定状況

長寿命化計画は未策定である。

現状・課題

定期的に点検を実施している。

交通安全施設のうち、信号機については、全体の約 10%が設置から耐用年数である 19 年を経過しており、今後、大量に設置した時代のものが老朽化し、10 年後には老朽化施設が全体の 20%を超える状況となることが見込まれる。

道路改良や新設道路の供用等に伴う交通安全施設の設置時とは道路交通環境が変化し、必要性の低下した交通安全施設の移設・撤去の必要性が生じている。

管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)

ア 点検・診断等

・ 信号機、交通情報関係施設については、専門的な知見を有する点検業者に業務委託し、年 2 回の定期点検を実施するほか、大型標識柱についても、平成 27 年度から 5 年間ですべてを一巡する形で業者による点検を実施するなど、真に実効性のある点検・診断を計画的に実施する。

イ 維持管理・修繕・更新等

・ 交通安全施設はストック数が多いことから、点検結果に基づく修繕及び更新 を効率的に実施することにより、コストの縮減や財政負担の平準化を図る。

カ 統合や廃止

・ 交通安全施設の設置については、真に必要性・妥当性の高い場所を選定する とともに、既設の交通安全施設については、地域の実情や地元住民要望等を踏 まえ、真に必要と認められる箇所への移設又は撤去を進める。

2 恩賜県有財産施設

(1)林業施設

施設概要

森林作業道 64 路線、延長 66km、橋梁 1 橋(やまのかみど橋、橋長 30m)、造林 小屋 10 棟を管理

個別施設計画(長寿命化計画)の策定状況

長寿命化計画は未策定である。

現状・課題

森林作業道は、使用時に点検を行い、必要に応じ補修を行っている。 橋梁については、「山梨県橋梁点検要領」に基づく定期点検を実施している。 造林小屋については、既に用途廃止している。

管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)

ア 点検・診断等

・ 橋梁については、「山梨県橋梁点検要領」に基づいて、定期的に点検を実施する。

ウ 安全確保

・ 森林作業道については、仮設物という位置付けであるため、安全性が確保されなくなった時点で供用廃止とする。

カ 統合や廃止

・ 造林小屋については、既に用途廃止をした施設であり、今後順次撤去する。

(2)保健休養施設

施設概要

清里の森(26棟、0.5万㎡)、八ヶ岳学校寮団地内道路を管理

個別施設計画(長寿命化計画)の策定状況

清里の森については、長寿命化計画にあたる再整備基本計画を策定し事業を実施中である。

現状・課題

八ヶ岳学校寮団地の施設は、未舗装道路のみである。

施設の管理は、県出資法人(株)清里の森管理公社が行っている。

清里の森の建物については、法令に基づく点検等を定期的に実施している。

管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)

ア 点検・診断等

・ 八ヶ岳学校寮団地の施設は、未舗装道路のみであり定期的に点検を実施し、 必要に応じた維持管理を行っていく。

オ 長寿命化

・ 清里の森については、必要に応じて再整備計画を見直し、施設の長寿命化に 取り組む。

3 企業会計施設

(1)発電施設

施設概要

水力発電施設(発電所 21 施設、ダム 2 箇所、調整池 1 箇所、取水口監視所 1 施設)、太陽光発電施設(発電所 3 施設)、31 棟、1.1 万㎡を管理

個別施設計画(長寿命化計画)の策定状況

長寿命化計画にあたる「水力発電施設長期改修計画」(計画期間 12 年間)について、毎年、翌年度以降の計画を見直し、更新している。

現状・課題

約7割の建築物が築後30年以上を経過しており、10年後にはその比率が約8割にまで増加するなど、老朽化が進んでいる。

法令に基づく点検等を定期的に実施している。

長期改修計画により、コスト縮減、工事費の平準化及び予防保全を図り、計画 的に修繕等を行っている。

管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)

ア 点検・診断等

- ・ 企業局データベースシステムに点検履歴等を蓄積・管理していく。
- イ 維持管理・修繕・更新等
 - ・ 毎年、長期改修計画を見直し、施設の長寿命化に取り組む。

ウ 安全確保

・ 発電所の主要機器については必要な保護リレー(事故につながる異常状態を 検知し、発電機器の停止や電気回路の遮断等を行う安全装置)が備わっており、 今後も安全確保を確実に実践する。

工 耐震化

・ 平成 25 年度に耐震補強を完了しており、今後は取水施設の耐震照査を検討 する。

オ 長寿命化

・ 長期改修計画の見直しを行い、効率的に予防保全を実施する。

(2)温泉施設

施設概要

温泉施設として6本の源泉、管路延長約12km などを管理

個別施設計画(長寿命化計画)の策定状況

長寿命化計画は未策定であるが、貯湯槽等の温泉供給施設の耐震性・安全性の向上に係るものとして「改良工事長期執行計画」(計画期間平成 27 年度~35 年度)、送配湯管の耐久性向上に係るものとして「送配湯敷設替工事年次計画」(計画期間平成 27 年度~29 年度)を平成 26 年 10 月に策定している。

現状・課題

改良工事長期執行計画により、コスト縮減、工事費の平準化及び予防保全を図り、計画的に修繕等を行っている。

送配湯敷設替工事年次計画により、老朽化した送配湯管(石綿管)を保温性と 耐震性に優れた送配湯管(温泉・温水用断熱二重架橋ポリエチレン管)に敷設替 えを行っており、平成26年度末現在、約9割が完了している。

定期的に点検を実施している。

温泉事業は、受益者が特定地域に限られていることから、地元市等への事業移管を検討している。

管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)

ア 点検・診断等

- ・ 施設特性、リスクを考慮した合理的な点検方法を構築する。
- ・ 点検・診断の結果を蓄積し、予防保全の参考とする。

イ 維持管理・修繕・更新等

・ 改良工事長期執行計画等に基づき、維持管理・修繕を行うとともに、収益に 応じた予防保全を行う。

ウ 安全確保

・ 点検等により高度の危険性が認められた場合は、給湯責任があることから迅 速かつ短期間での復旧を基本とし、緊急修繕を行う。

工 耐震化

・ 引き続き、改良工事長期執行計画等に基づき、必要な改修を行っていく。

オ 長寿命化

・ 引き続き、改良工事長期執行計画等に基づき、収益に応じた予防保全を図り、 給湯責任を果たしていく。

カ 統合や廃止

関係者の意見を聴きながら、事業移管に関する協議を行っていく。

(3)その他施設

施設概要

その他施設として 1 施設、44 棟、延床面積 1.0 万㎡を管理 丘の公園

個別施設計画(長寿命化計画)の策定状況

長寿命化計画は未策定であるが、損益勘定留保資金残高の推移を予測する中で、施設更新・改修計画を策定することとしている。

現状・課題

施設開業以来、29年が経過し、経年劣化が見受けられるものがある。 指定管理者制度を導入している。 定期的に点検を実施している。

管理に関する基本的な方針(共通方針以外の方針)

ア 点検・診断等

- ・ 施設特性、リスクを考慮した合理的な点検方法を構築する。
- 点検・診断の結果をデータベースに蓄積する。
- イ 維持管理・修繕・更新等
 - ・ 施設の更新は、当面は緊急性の高い修繕を実施することに留め、損益勘定留 保資金残高の推移を予測する中で、施設更新・改修計画を策定する。
- ウ 安全確保、エ 耐震化、オ 長寿命化
 - ・ 維持管理・修繕・更新等と同様
- カ 統合や廃止
 - ・ あり方検討委員会の提言等を踏まえ、指定管理者の経営状況や地域振興事業 の改善状況を継続して検証し、更なる改善策について検討する。

参考資料

これまでの公共施設等の見直し状況

施設名	H12 年度 管理形態	H27 年度 管理形態	改廃等	改廃等 の年度	導入 年度
男女共同参画推進センター		指定管理	設置(統合)	H16	H21
県民文化ホール	管理委託	指定管理			H18
リニア見学センター	管理委託	指定管理			H18
防災安全センター	管理委託	指定管理			H18
青い鳥老人ホーム	ᄷᄪᆂᆉ	指定管理			Ш4 0
青い鳥成人寮	管理委託				H18
介護実習普及センター	管理委託	指定管理			H18
愛宕山こどもの国	管理委託	指定管理			H18
愛宕山少年自然の家	管理委託	指定管理			H18
聴覚障害者情報センター	管理委託	指定管理			H18
あゆみの家		指定管理	設置	H18	H18
梨の実寮	管理委託	指定管理			H18
あさひワークホーム	管理委託	指定管理			H18
あけぼの医療福祉センター成 人寮	直営	指定管理			H18
育精福祉センター成人寮	直営	指定管理			H25
八ヶ岳自然ふれあいセンター	管理委託	指定管理			H18
森林公園金川の森	管理委託	指定管理			H18
県民の森保健休養施設	管理委託	指定管理	廃止(予定)	H28	H18
武田の杜保健休養林	管理委託	指定管理			H18
産業展示交流館アイメッセ山梨	管理委託	指定管理			H18
中小企業人材開発センター		指定管理	設置	H23	H23
富士川観光センター		指定管理	設置	H26	H26
富士ビジターセンター	管理委託	指定管理			H18
富士北麓駐車場		指定管理	設置	H24	H26
国際交流センター	管理委託	指定管理			H18
まきば公園	管理委託	指定管理			H18
八ヶ岳牧場	管理委託	指定管理			H18
フラワーセンター	管理委託	指定管理			H18

₩÷п.⟨¬	H12 年度	H27 年度	小皮华	改廃等	導入
施設名	管理形態	管理形態	改廃等	年度	年度
富士湧水の里水族館		指定管理	設置	H13	H21
小瀬スポーツ公園	管理委託	指定管理			H18
富士北麓公園	管理委託	指定管理			H18
御勅使南公園	直営	指定管理			H18
曽根丘陵公園	管理委託	指定管理			H18
富士川クラフトパーク	管理委託	指定管理			H18
笛吹川フルーツ公園	管理委託	指定管理			H18
桂川ウェルネスパーク		指定管理	設置	H18	H21
特定公共賃貸住宅(13 団地)	管理委託	指定管理			H18
準特定優良賃貸住宅(13団地)	直営	指定管理			H20
丘の公園	管理委託	指定管理			H16
青少年センター		指定管理	設置(統合)	H15	H18
八ヶ岳少年自然の家	管理委託	指定管理			H18
なかとみ青少年自然の里	管理委託	指定管理	廃止(予定)	H27	H18
ゆずりはら青少年自然の里	管理委託	指定管理			H18
科学館	管理委託	指定管理			H18
図書館	直営	指定管理			H24
緑が丘スポーツ公園	管理委託	指定管理			H18
八代射擊場	管理委託	指定管理			H18
八ヶ岳スケートセンター	管理委託	指定管理			H18
飯田野球場	管理委託	指定管理			H18
美術館	直営	指定管理			H21
文学館	直営	指定管理			H21
芸術の森公園	管理委託	指定管理			H21
県営住宅(91 団地)	管理委託	管理代行			H18
富士北麓浄化センター	管理委託	包括的民 間委託			H24
峡東浄化センター	管理委託	包括的民 間委託			H22
釜無川浄化センター	管理委託	包括的民 間委託			H24
桂川清流センター	(H16.4 供 用開始)	包括的民 間委託			H25
韮崎射撃場	管理委託		廃止	H27	

施設名	H12 年度 管理形態	H27 年度 管理形態	改廃等	改廃等 年度	導入 年度
 婦人労働開発センター	直営	自垤形思	廃止	十 <u>/</u> 支 H13	十反
青年の家	管理委託			H14	
国民宿舎広河原ロッジ	直営		<u> </u>	H15	
郡内地域産業振興センター	管理委託			H24	H18
都留高等技術専門校	直営		<u> </u>	H24	
県民会館	管理委託			H25	H18
緑化センター	出先機関			H25	H18
かえで荘	管理委託			H25	H18
勤労青年センター	管理委託		廃止(統合)	H14	
青少年会館	管理委託		廃止(統合)	H14	
総合女性センター	直営		廃止(統合)	H15	
富士女性センター	直営		廃止(統合)	H15	
峡南女性センター	直営		廃止(統合)	H15	
県立女子短期大学	直営		廃止(統合)	H16	
看護大学	直営		廃止(統合)	H16	
看護短期大学	直営		廃止(統合)	H16	
御勅使南公園・ラグビー場	管理委託		廃止(統合)	H17	
富士川クラフトパーク・カヌー場	管理委託		廃止(統合)	H17	
東部地方勤労青年センター	管理委託		移譲	H14	
峡南地方勤労青年センター	管理委託		移譲	H14	
峡中地方勤労青年センター	管理委託		移譲	H14	
富士北麓地方勤労青年センター	管理委託		移譲	H14	
東山梨地方勤労青年センター	管理委託		移譲	H14	
峡北地方勤労青年センター	管理委託		移譲	H14	
薬師岳山小屋	直営		移譲	H15	
八木崎公園	管理委託		移譲	H15	
利根川公園	管理委託		移譲	H15	
勤労者福祉センター	管理委託		移譲	H16	
保存民家安藤家住宅	管理委託		移譲	H20	
釜無川スポーツ公園(一部)	管理委託		移譲	H25	H18
本栖湖青少年スポーツセンター	管理委託		移譲	H28	H18

県職員宿舎の廃止・縮小計画に基づき廃止した職員宿舎一覧

NAME OF THE PROPERTY OF THE PR				
施設名称	築年月	延床面積	廃止年度	
飯田職員宿舎1号館	S47.8	1343.86	H22 廃止	
飯田職員宿舎2号館	S48.11	853.28	H22 廃止	
石和職員合同宿舎2号館	S42.8	1277.68	H22 廃止	
東光寺職員宿舎	S42.1	1281.07	H23 廃止	
韮崎職員宿舎	S43.3	1404.46	H23 廃止	
中小河原職員宿舎	S41.4	1372.97	H24 廃止	
石和職員合同宿舎1号館	S42.3	1379.79	H24 廃止	
石和職員合同宿舎3号館	S46.8	907.68	H24 廃止	
甲府地区教職員住宅	S46	1342.00	H25 廃止	